グローバル社会における平和構築のための大学間ネットワークの創成

― 女性の役割を見据えた知の国際連携 ―

平成 23（2011）年度　事業実施報告書

平和構築における国際調査報告書

2012 年 3 月

お茶の水女子大学
グローバル協力センター

グローバル社会における平和構築のための大学間ネットワークの創成
—女性の役割を見据えた知の国際連携—
平成 23（2011）年度　事業実施報告書

平和構築における国際調査報告書

目次

刊行にあたって

Ⅰ　平和構築における国際調査の概要
　１．実施概要
　２．採択者、調査内容一覧

Ⅱ　調査報告
　１．「『慰安婦』問題解決運動における韓国女性運動団体の運動戦略に関する調査」
　　土野瑞穂
　　（人間文化創成科学研究科ジェンダー学際研究専攻博士後期課程 4 年）
　２．タイにおける米生産と世帯保持のジェンダー分析
　　ブドセン・タンヤポーン
　　（人間文化創成科学研究科ジェンダー学際研究専攻博士後期課程 1 年）
　３．紛争のジェンダー規範への影響及び安保理 1325 の実態把握調査
　　雑賀葉子
　　（人間文化創成科学研究科ジェンダー学際研究専攻博士後期課程 1 年）
　４．農村女性を対象とした開発の取り組みとその役割
　　—インドビハール州ブッダガヤの事例—
　　小澤さくら
　　（人間文化創成科学研究科ジェンダー社会科学専攻開発・ジェンダー論コース
　　博士前期課程 2 年）
　５．子どもの平和構築に向けて
　　—子どもポルノとサイバー犯罪のフィリピンにおける現状と課題
　　八幡茜
　　（人間文化創成科学研究科ジェンダー社会学専攻博士前期課程 2 年）

刊行にあたって

「グローバル社会における平和構築のための大学間ネットワークの創成—女性の役割を見据えた知の国際連携—」事業 2 年目となる本年度は、お茶の水女子大学全学的に平和構築にかかわる研究調査活動を推進することを目標の一つと掲げ、本事業初の試みとして、2011 年 9 月に学内の教員、大学院生を対象に平和構築にかかわる国際調査公募を開始しました。

初めての試みであったにもかかわらず、学内の院生、研究員を中心に多くの応募をいただき、お茶の水女子大学内での平和構築にかかわる研究調査活動の幅広さを痛感いたしました。今回本事業により学内関係者が実施した調査は、2 次選考までもうけ慎重に審査した結果採択された 5 件です。多様な地域において、多岐にわたる調査が実施されました。すべての 5 件に共通するのは、お茶の水女子大学の強みであるジェンダーと開発の視点からの分析であることです。その成果を本冊子にて報告させていただきます。

今後も、これらの調査結果を学内外に広め、学内での平和構築にかかわる研究調査をさらに充実していきたいと考えております。

末筆になりましたが、本調査実施にあたってご協力いただいた皆様に深く感謝申し上げます。

グローバル協力センター長　石井クンツ昌子

2012 年 3 月

Ⅰ　平和構築における
国際調査の概要

1．実施概要

【趣旨】

グローバル協力センターは、グローバル社会における平和構築を目指し、先進国および開発途上国の大学等との国際的ネットワーク創成を目的として、「グローバル社会における平和構築のための大学間ネットワークの創成―女性の役割を見据えた知の連携―」事業を実施している。このネットワークは、女性の役割を見据えた知的国際連携であり、先進国と途上国の大学等が共同して、途上国、特にアフガニスタンをはじめとするポスト・コンフリクト地域における女性と子どもへの支援の調査・研究と支援活動を行うとともに、ネットワークに基づく教育（人材育成）の実践の場づくりを推進するため、本事業の趣旨に沿う本学の教員及び学生による国際調査の学内公募を行った。

【実施概要】

・対象分野：

途上国、ポスト・コンフリクト地域における平和構築に資する国際調査

（女性、子どもの支援に関する分野、大学間の連携を促す目的の調査が望ましい）

・対象者：

本学の教員及び学生（教員による調査の場合、学生の同行を奨励。学部生の場合は本学の教員の同行が必要。）平成24年3月上旬までに終了する調査を対象とする。

・採用予定数：5案件

・調査費用：

1案件につき100万円を上限（旅費・滞在費、図書資料費、調査諸費用等（本学の規定により支給）

【期待される成果】

・学内での多様な地域、多様な分野での平和構築にかかわる研究調査を推進する。

２．採択者、調査内容一覧

申請者		所属	調査期間	調査先	調査目的
土野瑞穂	院	人間文化創成科学研究科ジェンダー学際研究専攻博士後期課程４年	2011/12/11～12/18	韓国挺身隊問題対策協議会、韓国挺身隊研究所、梨花女子大学（大韓民国）	『慰安婦』問題解決運動における韓国女性運動団体の運動戦略に関する調査
ブドセン・タンヤポーン	院	人間文化創成科学研究科ジェンダー学際研究専攻１年	2011/12/23～2012/1/31	タイ、シーサケット市	タイにおける米生産と世帯保持のジェンダー分析
雑賀葉子	院	人間文化創成科学研究科ジェンダー学際研究専攻１年	2012/2/6～3/4	アジアファウンデーション、UNFEM、UNDP、JICA、現地 NGO、女性グループ（東ティモール、ディリ）	紛争のジェンダー規範への影響及び安保理 1325 の実態把握調査
小澤さくら	院	人間文化創成科学研究科ジェンダー社会科学専攻開発・ジェンダー論コース博士課程１年	2012/2/18～3/14	インド、ビハール州	開発現場での女性住民組織の役割-職業訓練等の活動による女性への影響を明らかにする-
八幡茜	院	人間文化創成科学研究科ジェンダー社会学専攻博士前期課程２年	2012/2/19～3/1	UNICEF Philippines 他、フィリピン共和国、マニラ首都圏	子どもポルノとサイバー犯罪のフィリピンにおける現状と課題

Ⅱ　調査報告

１．「『慰安婦』問題解決運動における

韓国女性運動団体の運動戦略に関する調査」

土野　瑞穂
人間文化創成科学研究科ジェンダー学際研究専攻博士後期課程４年

【調査期間】2011 年 12 月 11 日（日）～12 月 18 日（日）
【調査目的】

「紛争後の平和構築」は、1990 年代以降、国際社会を席巻するグローバル・アジェンダとなった。ただし、「紛争後の平和構築」が前提としている地域は政治・経済的に不安定な開発途上国であり、その時期は紛争「直後」であるように思われる。さらに、武装解除、小型武器管理、制度改革、警察・司法制度の改善などのインフラ整備、制度構築に、その活動の焦点が当てられている[1]。今日の東アジアにみられるように、アジア太平洋戦争がもたらした影響が戦後半世紀を経ても外交問題として度々表面化していることに鑑みれば、「紛争後の平和構築」が必要な地域には、戦後 60 年以上経た今でも東アジア諸国との間で様々な問題を抱える先進国である日本も含まれるといえる。

申請者はこれまで東アジアにおける未解決問題の一つである「慰安婦」問題について、女性運動の役割という観点から、日韓を中心とした女性運動がこれまで行ってきた活動の歴史的考察を行ってきた[2]。「民族」「階級」「ジェンダー」が交差した複合的差別を包含する「慰安婦」問題は、「戦時性暴力」という知を形成したグローバルな女性運動の連帯活動があって初めて「問題化」が可能になった。そして「慰安婦」問題の顕在化により、「戦時性暴力」は重大な戦争犯罪・「人道に対する罪」との認識が確立した[3]。「紛争、安全保障と女性」に関する国連安全保障理事会決議 1325 号（2000 年）・1820 号（2008 年）・1888 号（2009 年）の採択実現も、こうした女性たちの闘いの延長線上にあるといえる。その意味で、「慰安婦」問題解決運動の過程で女性たちが行ってきた被害者支援、加害者処罰要求、賠償請求、人権・歴史教育等の一連の運動は、ジェンダーの視点から「紛争後の平和構築」を考えるにあたって大きな示唆を与える。そこで「慰

---

[1] Boutoros Boutoros-Ghali, 1995, Supplement to An Agenda for Peace (Position Paper of the Secretary-General on the Occasion of the Fiftieth Anniversary of the United Nations) : A/50/60-S/1995/1, 3 January 1995.
[2] 土野瑞穂、2011「『女性のためのアジア平和国民基金』の政策過程に関する一考察」お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科『人間文化創成科学研究論叢』第 13 巻、pp.329-338。
[3] 吉見義明監修、内海愛子・高橋茂人・宇田川幸大・土野瑞穂編、2011『東京裁判―性暴力関係資料』現代史料出版。

安婦」問題解決運動を担う女性運動、とりわけ、運動をリードし多くの成果を獲得しながら被害者の人権回復に取り組んできた韓国の女性運動について調査することは、紛争後地域における平和構築に資する国際調査として貴助成の趣旨に沿うものと考え、応募した。

【調査概要・方法】

筆者は韓国滞在中、①デモの参与観察（12/14）、②「慰安婦」問題に関連するシンポジウム参加（12/16）、③インタビュー調査（12/17）、④使用収集（2/12・13・15）の三つの調査を行った。

①デモの参与観察（12/14）では、問題解決を求めて毎週水曜日に元「慰安婦」や支援団体らによって在韓日本大使館前で行われている通称「水曜デモ」の第 1000 回目にあたるデモに参加し、今後の「慰安婦」問題解決運動の方針を確認すると同時に、韓国の女性運動団体の運動戦略の一端を探るため、デモの形態や参加者・聴衆の構成等を観察した。

②「慰安婦」問題に関連するシンポジウム参加（12/16）では[4]、「基地村女性人権連帯[5]」（韓国の研究者・活動家グループ）と「米軍性暴力研究会[6]」（日本の研究者グループ）の共催による「東アジア米軍基地問題と女性の人権[7]」に参加した。このシンポジウムは、「慰安婦」制度と類似の形態が今日も世界各地で存続していることを受けて、「軍隊と性暴力」という観点から、現在の韓国および日本の基地周辺で繰り広げられている、女性に対する性暴力問題を取り上げ、問題の構造と運動の展開方法について議論

---

[4] 本シンポジウムでのパネリストの発言は、『日韓合同基地村ワークショップ—東アジア米軍基地問題と女性の人権』シンポジウム報告書（2011 年 12 月 16 日）にまとめられている。

[5] 韓国の基地村女性運動は、1986 年に「トゥレバン」の設立により始まり、研究者と運動団体の協働で、反性売買運動を開始した。そして 1992 年に「尹今伊（ユン・グミ）事件」（東豆川で性売買に従事していた尹今伊が米軍兵士によりレイプ・惨殺された事件）が起こると、韓国の女性運動団体は結集し、基地村女性の問題に取り組むこととなった。その後、人的・物的基盤を確保しながら、基地村問題に取り組む女性運動団体・活動家・研究者らは、2008 年に「基地村女性人権連帯」を結成し、連帯活動をスタートさせた。なお、「慰安婦」問題解決運動の中心的な担い手である挺対協は、「基地村女性人権連帯」の構成メンバーである（坡州女性人権センター所長コ・ミョンジン氏のシンポジウム報告より）。シンポジウムで報告を行ったのは、中央大学社会科学教授イ・ナヨン、坡州女性人権センター所長コ・ミョンジン、駐韓米軍犯罪根絶運動本部代表アン・ジョンエの 3 名である。

[6] 関東学院大学教授の林博史を研究代表者とする科学研究費補助金研究課題「米軍の性売買政策と性暴力—その歴史ならびに現状の実証的研究」の研究会。シンポジウムには、林と、研究分担者である藤目ゆき（大阪大学）、秋林こずえ（立命館大学）、全メンバーが参加した。

[7] 12 月 16 日（金）13:00～17:00、東方アジア歴史財団にて開催。参加者は約 30 名だった。本シンポジウムは 12 月 16 日（金）～17 日（土）の 2 日間にわたって開催された「日韓合同基地村ワークショップ」の 1 日目のプログラムである。2 日目は、米軍基地のある京畿道華城市梅香里および平澤市を訪問するプログラムが組まれていたが、筆者はシンポジウムのみ参加した。

することを目的に開催されたものである。筆者は、「慰安婦」問題が、「過去」の問題ではなく「現在」の問題であることの理解を深めるために、シンポジウムに参加した。

③インタビュー調査（12/17）では、「運動戦略」という観点から、これまで行ってきた運動内容の決定・成功/失敗理由、今後の運動内容等について、韓国の運動関係者にインタビューを行った。インタビュイーは、運動をリードしてきた女性運動団体、「韓国挺身隊問題対策協議会」（以下、挺対協と略す）のコアメンバーであるＫ氏である。Ｋ氏には、インタビューに加えて、Ｋ 氏の研究室にて、筆者と共に韓国のデータベースを用いて資料収集にも協力してもらうなど、大変ご尽力頂いた。

写真１　第 1000 回「水曜デモ」の様子。黄色いゼッケンのようなものを身につけているのが元「慰安婦」ら（2011 年 12 月 14 日筆者撮影）。

④資料収集（12/12・13・15）では、インタビューを補足するものとして、「慰安婦」問題に関わる韓国の女性運動を扱った文献資料を、運動の発祥地である梨花女子大学校の図書館において収集した。

【調査結果および本調査から得られた考察】

１．第 1000 回「水曜デモ」

2011 年 12 月 14 日、ソウルにある日本大使館前で毎週水曜日に、元「慰安婦」と支援者たちが日本政府に対して、「慰安婦」問題への公式謝罪と補償を訴えるデモ、通称「水曜デモ」が第 1000 回目を迎えた。第 1000 回デモにあたっては、挺対協などの女性運動団体が「慰安婦」を象徴した少女のブロンズ像を日本大使館前に建設することになっていたため、前日から各ニュース番組がこのデモを取り上げていた。デモ当日も、多くの参加者、メディアを動員し、大規模なデモとなった。デモには、元「慰安婦」ら数名も参加し、参加者らは、元「慰安婦」らに対する日本政府の公式謝罪と、謝罪に基づく被害者個人への補償を、日本大使館の建物に向かって叫んだ。

筆者は、2006 年にも「水曜デモ」に参加したことがあるが、その当時のデモと比較して今回のデモではじめに気付いた点は、デモ参加者に小学生から大学生までの若者が多くみられたことである。1990 年代に大きく政治課題化した「慰安婦」問題解決運動の担い手は、日本、韓国も、およそ 20 年経た今でも変わらず、運動を継続している。日本では、運動面でも研究面でも「慰安婦」問題に関わる若者が少なくなっていると感じられる今日だが、韓国においてみた若者のデモの参加は、もちろん、平和を象徴する「こども」の動員という運動戦略の一環かもしれないが、長期にわたるであろう今後の闘いにおける世代交代の可能性を感じた。それは、挺対協ら女性運動団体の、これまで

長きにわたって不可視化されてきた「慰安婦」問題に関する社会の世論化と歴史の継承の成果でもあるといえる。

写真２　在韓日本大使館前に設置された、「慰安婦」を象徴するブロンズ像（2011 年 12 月 15 日筆者撮影）。

デモにおいて、挺対協は、韓国で名の知られる芸能人を司会者やゲストとして起用していた。日本では、芸能人がこういった政治活動を行うことはほとんどない。また、合唱、誌の朗読といったデモの演目、さらには参加者が手にしていたプラカードのかたち（蝶々やハート）、色（黄色、紫、ピンク）など、様々な点で、日本人が日本で普段目にするデモとは異なることを目の当たりにした。人びとに受け入れられやすいように考案されたこうしたデモの形態は、韓国国内でも「売春婦」とみなされてきた「慰安婦」を、日本の植民地支配の被害者として問題化するための、女性運動のアイデアだろう。

今回のデモの目玉は、「慰安婦」を象徴した少女のブロンズ像の設置である。この少女のブロンズ像は、日本大使館の、文字通り目の前に設置された。この通りを歩く者は必ず目にする位置にブロンズ像は設置されていた。ブロンズ像設置については、日本政府が韓国政府にその撤去を申し入れたが、政府の意図ではなくあくまでも市民団体の活動であるとして韓国政府に拒否されている。一見強硬にみえる、日本大使館前のブロンズ像設置という運動行為は、「慰安婦」問題についてあいまいな対応をとってきた日本政府を批判し続けてきた元「慰安婦」ら、女性運動団体の、長年の怒り・悲しみの発露であるように感じられた。

２.「民族」による「慰安婦」問題の枠づけのジレンマ

写真３　第 1000 回「水曜デモ」で「公式謝罪」と書かれたプラカードを掲げる女子学生たち（2011 年 12 月 14 日筆者撮影）。

第 1000 回「水曜デモ」では以上のように非常に多くの参加者を動員し、世論の注目を集めたものの、韓国社会では、「慰安婦」問題は今や「過去」の問題として扱われているようだ。挺対協のコアメンバーであるＫ氏は、「『慰安婦』問題が問題化した 1990 年代以降、『慰安婦』問題は『過去』『歴史』の問題として認識されつつあり、現在はなかなか世論を喚起できないでいる[8]」と、今日の韓国社会における「慰安婦」問

[8] Ｋ氏へのインタビューより（2011 年 12 月 17 日、韓国国立図書館内デジタルカフェにて）。以下、Ｋ氏へのインタビュー引用も同様。

題の認識に危惧を抱いていた。1990 年代は韓国政府も強く「慰安婦」問題に関心を寄せていたが、現在は歴史的な、過去の問題として認識しており、挺隊協が政府に「慰安婦」問題関連のプロジェクトを提案すると採択されることはされるが、この問題が現在の問題としては認識されていないという。世論を喚起できるのは、今回の「水曜デモ」のように「第 1000 回」といった記念日的なイベントを行う時のみであるようだ。さらに「『民族』の問題として『慰安婦』問題は注目を浴びてはいるが、『女性の人権』としての認識は弱い」とのＫ氏の語りからは、「慰安婦」問題は、韓国社会では今日もなお主に「民族」の枠で捉えられていることがわかった。しかし「民族」による「慰安婦」問題の枠づけは、山下によれば、必ずしも韓国国内の世論化に成功しなかった。当初韓国では、「民族的自尊心が傷つくという理由で日本に対する賠償要求に反対する意見が広い共感を得た[9]」からである。同時に、「国内の女性運動や人権運動に及ぼした影響は極めて小さ[10]」かったという。

こうした、「慰安婦」問題にみられる「民族」言説の「矛盾」は、今日、基地村で働く女性たちの捉えられ方にもみられる。「東アジア米軍基地問題と女性の人権」シンポジウムで、イ・ナヨン中央大学社会科学教授は、次のような指摘を行っていた。以下、やや長文になるが引用したい。

歴史的に見て、民族主義の言説で性別がクローズアップされるときは、女性が民族と国家という境界を危うくするか、民族と国家という境界を強化させてくれる道具になる場合である。そのため象徴ならびに実態としての「洋公主（ヤンコンジュ）[11]」は国家建設の過程で核心的に動員されながらも、民族と国家の境界を揺さぶる危険な存在として彼女らの役割は不在や恥部とみなされてきたのであり、民族主義が帝国主義や植民地主義と対応する時には民族の境界を再確認させてくれる民族の象徴として再占有されてきた。

事実、植民地化された国家は常に過去と矛盾した関係を持つ。植民地の経験がある主体は、自国の女性に対する他国の男性の性的占有が、敵の侵入と収奪から自国の女性を「保護」出来なかったという無能力の証拠であるゆえに、民族的自尊心はもちろん、男性性自体に傷がつく。さらに性的に侵害された女性は植民地経験の生々しい証拠であるゆえに憤怒の対象であり、否認されるべき存在になるのである。しかし同時に、女性という象徴は常に守るべき祖国と同一視されるゆえに、女性の存在自体に対する否認はすぐさま、彼女らが具現している歴史性自体を否定するという矛盾に陥ることになる[12]。

---

[9] 山下英愛、1996「韓国女性学と民族―日本軍『慰安婦』問題をめぐる“民族”議論を中心に」日本女性学会学会誌編集委員会編『女性学』No.4、新水社、p.43。
[10] 同上、p.51。
[11] 基地村で米兵を相手にする女性たちはこのように呼ばれている。
[12] イ・ナヨン「基地村の歴史的構成過程と女性運動」『日韓合同基地村ワークショップ―東アジア米軍基地問題と女性の人権』シンポジウム報告書（2011 年 12 月 16 日）、p.60。

韓国では、「慰安婦」問題に関する展示を中心とした「戦争と女性の人権博物館」をソウル西大門独立公園敷地内に建設する計画が今日、挺対協らによって進められ、5月に開館予定となったが、植民地時代に独立運動家として闘った人々とその家族らが「（ソウル市による博物館建設の決定は）没歴史的な行為で、数多くの我が独立運動家と独立運動を汚す『殉国先烈に対する名誉毀損』であることをはっきりと知らなければならず、何よりも日本人に対し、先祖の悪行に対する反省を促すどころか、むしろ嘲笑を提供する結果を招くことをはっきりと知らなければならない。[13]」[光復会外, 1998 カッコ内引用者補足]として建設に反対しており、着工はなかなか進まなかった。イ・ナヨン教授の指摘から、「民族」による枠づけによって、「慰安婦」問題の世論喚起を図ることのできる一方で、「民族」による枠づけゆえに、「慰安婦」が否認の対象になるという矛盾が今日もなお韓国社会に存在していることがわかった。

３．日本の女性運動の課題

インタビュー調査およびシンポジウムへの参加から、韓国社会における「慰安婦」問題の捉えられ方が明らかになり、さらにそうした韓国の状況を通じて、日本の課題が浮かび上がってきた。

韓国では「民族」の枠づけによってもなかなか「慰安婦」問題への関心を集めることのできなかったわけだが、挺対協らの精力的かつ粘り強い運動により、「慰安婦」問題に関する社会的世論を形成し、被害者支援、日本政府への働きかけなど、国家からのアウトプットを引き出してきた。それに対して、日本政府は、「慰安婦」問題への国の法的責任を認めず、また補償についてはサンフランシスコ平和条約等で解決済みであるとの理由から、その代替措置として、民間募金による元「慰安婦」らへの一時金支給を行うことを目的とした「女性のためのアジア平和国民基金」（以下、アジア女性基金）を1995年に設立した。アジア女性基金は、「慰安婦」問題に対する国の責任の曖昧さから、各国の女性運動団体、元「慰安婦」の多くから批判を浴びた。その後、日本政府は何ら政策的対応をとっていない。2008年に民主党政権が誕生し、「慰安婦」問題の解決への期待が高まったものの、立法が実現する見込みも少なく、さらには保守勢力の存在もあいまって、解決の道筋は依然として険しい。こうした状況の中で、日本の女性運動は、今後の運動の展開にあたって厳しい状況に立たされている。そうした日本の女性運動について、K氏は「日本の女性運動は何を目指しているかわからない」と厳しい評価を下していた。続けてK氏は、「韓国の女性運動は国家が絶対的な敵であり、国家に対して常に闘ってきたんだけど、日本の女性運動は生活者ネットワーク運動など、運動がバラ

---

[13] 光復会外、32期独立運動関連団体一同, 2008年11月3日,「光復会の声明書」,「日本軍『慰安婦』の名誉と人権のための戦争と女性の人権博物館」HP
http://www.whrmuseum-jp.org/index.html, 2012年3月10日閲覧。

バラに分散していますよね。しかし『慰安婦』問題は国家が相手。これまで国家を相手とせずバラバラに運動してきた日本の女性運動からしてみれば、『慰安婦』問題解決運動において国家にまで手を伸ばせないでいるのはある意味で当然だと思う」と語った。「慰安婦」問題の研究を通じて、日本の女性運動は、少人数のグループが全国各地に存在し、きめ細かな被害者支援を行っている一方で、そうしたグループが大きな政治勢力の形成につながっていかないという印象を筆者はもっているが、K 氏の認識も同様であり、韓国の女性運動の歴史的な経緯と比較すると、こうした日本の女性運動に物足りなさを感じているようだ。さらに K 氏が「韓国は市民運動に寄付すると免税されるという、市民運動を発展させるようなインセンティブが社会に存在するが、日本にはそうした法的基盤もない。日本は運動と政治がバラバラで、運動と政治の垣根を越えようとしない」と付け加えたように、そもそも、女性運動に限らず、市民運動に対する日韓両国の認識の程度、制度的な条件が異なっていることも、日本の女性運動が力を十分に発揮できない要因なのかもしれない。「慰安婦」の存在を否定する保守派の影響力が増大しつつある中で、「問題は解決済みである」という国家の論理をどう打破していくのか。日本の女性運動に限定されない、日本社会の大きな課題である。

戦後 60 年以上経ても、アジア太平洋戦争にまつわる東アジアの「平和構築」は、まだその構築途上といえよう。国連が 2000 年に発表した『国連平和活動に関する委員会報告（Report of the Panel on United Nations Peace Operations』、通称『プラヒミ・レポート』では、平和構築を「平和の基盤を再確立し、単なる戦争の不在以上のものを構築するための道具を提供する活動」と定義している。日韓の間で戦争が起こることはもはやないといえるが、過去の戦争をめぐる認識レベルでの争いは存続したままである。「単なる戦争の不在以上のものを構築するための道具」を日本が積極的に創り出していくことが、今日もなお東アジアに残された課題である。

【今後の研究への展望】

申請者の研究の原点は、まさに「紛争後の平和構築をいかにして図る」という問題意識にある。アジア太平洋戦争は 1945 年の日本の敗戦をもって終結しているが、戦後 60 年以上経ても同戦争に対する歴史認識や補償問題をめぐって、しばしば東北アジア諸国で論争が生じている。なぜこうした事態が生じるのか、いかにして日本はアジア諸国との間で、真の意味で平和的関係を構築できるのか、こうした問いが、申請者の研究の出発点にある。冒頭に述べたように、「紛争後の平和構築」とは一般的に、開発途上国における紛争「直後」の諸課題を前提としている。しかし、アジア太平洋戦争終結後も関係諸国間で、同戦争をめぐって未だに外交争いが絶えず、被害者による賠償請求裁判も継続中であることに鑑みると、先進国である日本もまた「紛争後の平和構築」の当事者であり、いわゆる「加害国」としての責任は今日もなお解除されていない。

アジア太平洋戦争をめぐる歴史認識・戦後補償問題は、「過去の」問題として、主に日本では認識されがちである。しかしそれが「過去」の問題ではないことを、1990 年代前半においてアジアの戦争被害者から提起された戦後補償問題の興隆は示した。戦後補償問題は、国家間で締結された条約や、従軍した者に有利な自国の補償法等の対象外となった、法の谷間に置かれた民衆の正義をどう実現するのかという問題を問うている。

こうした問題意識から、筆者は、2012 年度後期での博士論文提出を目指して、現在調査を進めている。博士論文のテーマは「『慰安婦』問題解決運動の歴史的分析—運動と政策の視座から」（仮）ある。博士論文では、これまで主に日韓を中心とした女性たちによって展開されてきた約 20 年間にわたる「慰安婦」問題解決運動を振り返ることで、当事者が求める個人補償と日本政府の公式謝罪をどのようにして実現させるのかという点について、日本の女性運動の役割に焦点を当てて検討する。分析方法としては、「運動の、政策への転換」という視座のもと、社会運動論の枠組みを用いる。博士論文の最終的な狙いは、今後の運動の展望と当事者の人権回復に必要な政策、およびその実現方法を提言することである。

過去の投稿論文では、日本政府が講じた唯一の策であるアジア女性基金を取り上げ、とりわけ首相や国会議員、官僚ら国家レベルでのアクターに着目して、政策過程論の枠組みを用いて、同基金の政策過程の一端を分析した[14]。次の投稿論文では、国家レベルから運動レベルに視点を移し、戦後 50 周年を前にして、戦後補償問題の解決にとって大きな政治的機会であった 1990 年代前半において、なぜ強力な運動が存在したにもかかわらず、当事者の要求は実現しなかったのかという点について、運動の戦略という観点から社会運動論を援用して分析を試みた。

本調査は、この分析をさらに深めるためのものと位置付けた。博士論文では、主に日本の女性運動に注目して分析を行うが、日本の女性運動の運動戦略をより深く分析するためには、運動をリードし多くの成果を獲得しながら被害者の人権回復に取り組んできた韓国の女性運動の運動戦略との比較が大きな示唆を与えてくれるのではないかと考えたためである。韓国との比較から、日本の女性運動を相対化し、これまでの運動戦略の有効性と限界を明らかにした上で、いわゆる「被害国」「加害国」という立場性の違いと、運動戦略の違いとの関係性を分析することで、日本の女性運動が取り組むべき今後の課題を提示することが、本調査の目的であったが、その目的は大方達成されたと考えている。しかし、韓国で収集した文献資料の読み込みが十分ではないため、今後の課題として、そうした資料を活用しつつ、論文執筆に取り組む予定である。

【本制度へのアドバイス、要望】

外部の助成金制度の多くが、競争率が高く、あるいは採択率が低いことに鑑みると、本助成のような学内助成金制度は、学生にとって大変助けになると同時に心強い。今後

[14] 註 2 を参照。

もこうした助成金制度が学内で充実していくことを願っている。

なお、本制度への要望として、今回は初めての企画・募集だと聞いていたが、そのためか、申請書の審査や予算案の提出など、事務的なスケジュールが不明確なところがあった。また、筆者の調査は、調査対象の関係上、渡航時期が迫っていたために、学内の手続の関係上、準備を慌ただしく行わなければならなかった。できれば、もう少し審査や事務手続きをスムーズにして頂けたらありがたいと思う。

２．タイにおける米生産と世帯保持のジェンダー分析

ブドセン・タンヤポーン
人間文化創成科学研究科ジェンダー学際研究専攻博士後期課程１年

1960 年代前半からタイ政府は工業化を本格的に開始することを目的とした計画を立てた。その結果、中央部に世界市場向け製品生産工場が新設され、20 年間で工業部門は大きく成長し、国内経済での主役の座を農業部門から奪った。急速な経済成長は主にバンコク周辺部や地方都市での収入を拡大したが、農村との所得格差を拡大した。そうした動きの中で、生活の変化は東北部においても着実に進行した。それまで自給していた食料を購入する度合いが増え、金銭に依存した生活が余儀なくされつつあり、これらが農村の人々の生活を不安定にする要因となった。

タイ東北部の全農地面積の 65%は、米作地帯で、タイにおいて一番収穫が多く、世界的な輸出国となっている。これまで政府の米政策は、いずれも主として金融面から農民をバックアップする政策だったが、農民が貧困層から抜けられない。一方で、東北の農村の人は結婚後、少なくても数年間は妻方居住を行い、女性を通して農地や屋敷地などの土地を継承していくという習慣をもって居住してきた。修士論文『外国人研修技能実習制度：在日タイ人研修生の現状と課題』において明らかにしたように、在日タイ人研修技能実習生の研究では第１に、東北部農村女性が多い、第２に、出稼ぎの手続き料金を払うために農地を抵当に当てる人が多い、第３に、農業を継続させるために送金している人がいる点は注目すべきである。更に、2011 年 9 月にシサケット県、サーンルア村で行ったアンケート調査によると、回答した 94 世帯の内、米を生産する 84 世帯は、米生産に一番コストがかかるのが肥料費、そして機械レンタル代である。また、その内の 30 世帯は米生産コストは、出稼者からもらった送金であることが明らかになった。今回の調査では、東北部農村に１ヶ月間滞在し、聞き取り調査を通して、世帯―家族構造、そして出稼ぎと米生産の関係を確認する。また、研究機関、大学図書館から情報を収集したい。

【調査期間】　平成 23 年 12 月 23 日～平成 24 年 1 月 30 日

【調査目的】

今回の調査では、①タイ政府による米政策、②米生産に必要なコスト、そして③東北部の出稼ぎ農村女性にとって、世帯保持に関わる人間の再生産コストを負担しているのか、負担を期待されているのかジェンダーの視点から明らかにし、農村女性への支援とエンパワーメントについて分析を行うことを目的とした。

【調査概要、方法】

今回の調査では、東北部農村に 1 ヶ月間滞在し、聞き取り調査を通して、世帯—家族構造、そして出稼ぎと米生産の関係を確認する。また、研究機関、大学図書館から情報を収集した。調査計画は現地調査、応募期間、専門家の面接に分けられ、以下の通りである。

① 現地調査　タイ東北部シサケット県フアイタプタン郡サーンルア村

対象者の出身地となるので、そこで村民をインタービューし、村の出身女性の出稼ぎ状況、米生産状況、家族周期理念、そして政府の米政策からもたらした変化をできるだけ把握した。

② 応募動機:Ubon Ratchathani University、Mekong Sub-region Social Research Centre (MSSRC)。MSSRC は大メコン川流域地域(GMS)及びタイ東北部を中心にして長く農村研究がなされている。そこで、東北部の開発、米生産、出稼ぎに影響するタイ政府政策などを研究者に確認し、それに関する資料、東北部における家族関係概念特に女性が期待されていることについて関係する資料を収集する。今回の調査期間中、1 月　27 日 Ubon Ratchathani 大学で行われた　Consumption, Tourism,Sexuality,and Play というセミナーに参加し、東北女性への期待が何か再確認した。

③ タイ知識ネットワーク研究所の専門家にタイ政府政策について、面接を行った。聞き取り調査に協力をいただいたソンポーン･イスビラノンは 20 年以上米生産、米の農業経済を研究続けてきたので、もっとも重要な参考の専門家である。

【調査結果】

2011 年 9 月にシサケット県、サーンルア村で行った予備調査としてのアンケート調査によると、回答した 94 世帯の内、米を生産する 84 世帯は、米生産に一番コストがかかるのが肥料費、そして機械レンタル代である。また、その内の 30 世帯は米生産コストが、出稼ぎ者からもらった送金であることが明らかになった。

今回の調査では、東北部農村に 2012 年 1 月の 1 ヶ月間滞在し、聞き取り調査を通して、世帯—家族構造、そして出稼ぎと米生産の関係を確認する。また、研究機関、大学図書館から情報を収集する目的である。出来た研究成果は以下の 3 点に分かれる。

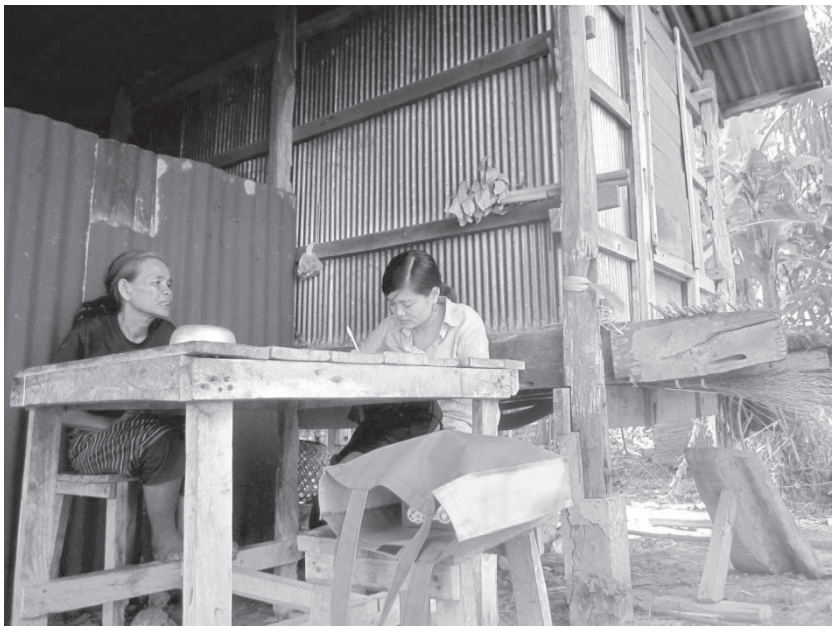

写真１　サーンルア村の農民に米倉庫の隣で聞き取り調査をた様子

１．調査地及び調査地の米生産仕方の概要

調査地である、サーンルア村はタイ東北部シサケット県フアイタプタン郡にある。国道沿いにあるため、県内までもバンコクまでもバスで移動できて、交通がとても便利である。興味深いことに、村ではお金がないと生活が難しくなっている。お米以外、食材などほとんど全てのものは村外から購入しないといけない。

2011年12月の住民表データによると、登録している世帯は102あって、その総人口が708人、内、男性339人、女性369人である。また、年齢層からみるとで一番多く、15歳以下の中学3年までの人口が22パーセント、31歳から35歳合わせて36歳から40歳の人口が21パーセント、そして60歳以上の人口が13パーセントの順である。ただし、聞き取り調査によると、21歳から50歳の人口の大半が男女も出稼ぎ者であるので、残りは学校に通っている子供から少年、それから高齢者だけの世帯が多い。というのは、登録されているデータと実際に村に存在している人口が異なっている。

出稼ぎ先について、村の出稼ぎ者の半分以上がバンコクで働いている。出稼ぎが集中しているのはゴミ、スクラッブ処理所、それから、サンダルの下請け工場である。このような仕事は、村の人が中心となって仕事を受けてから、他の農民に声をかけて、仕事をさせている。親密な関係を優先する結果として、給料が他の工場より安くなっているそうである。今回の調査ではそれまで明確で着ていないが、収入が上がらないのは仕送りに影響するに違いない。

図　1　サーンルア村の年齢別、性別人口（人）とその割合（パーセント）

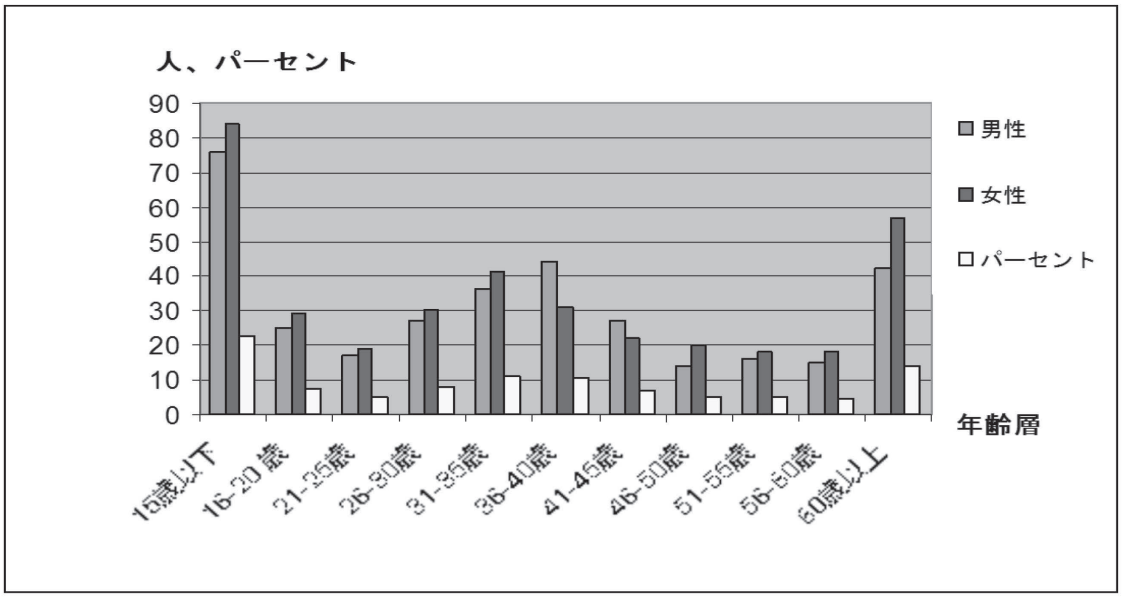

資料、シーサケット県フアイタプタン郡人口登録課、2011 年 12 月の住民表データ

34 世帯に聞き取りした結果、全ての世帯が生産しているのはタイジャスミン・ライスである。タイジャスミン・ライスは世界中に輸出され、独特の香りと風味を持つうるち米の香り米である。さらに、それをもとにタイ国農業・協同組合省米穀局または農業研究局が選抜・改良した品種もある。タイジャスミン・ライスは今回の調査地の 30 キロ離れた東北部のトゥングラーローンハイ地域で（マハーサーラカム県、ロイエット県、ヤソートーン県、スリン県、そして、シサケット県のラシサライ区にまたがる広大な敷地を有している地域）生産が多い。

図　2　時代による変化した稲作

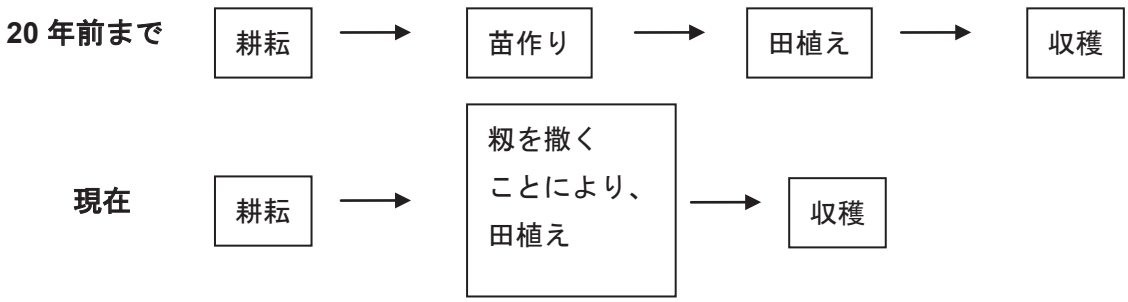

2012 年 1 月の聞き取り調査により、筆者作成

隣接している調査地もその米の種類、また生産技術を受けて続いているが、20 年ぐらい前から乾期が長くなったことにつれて、生産し方が大きき変化している。田植えは苗作りではなくそのまま籾を撒くことになっている。つまり、現在地では年に 1 度しか生産できないが、以下の図のように生産し方が変化している。

同じ 6 月から 11 月の栽培期間である。しかし、20 年前までの、稲作方法は雨季が長かったため、苗作りが出来たが、現在は雨季より、乾期が長いので、籾を撒くことにより、田植えを行っている。どちらが、生産性が良いかまだ明確でないが、現在の方法は人間労働が必要なくなっているのが確かである。

２．タイ政府による米政策

タイの米政策については、籾を担保に政府から融資を受ける籾担保融資制度が 70 年代半ばから生存したが、実際の利用は限定的だった。しかし、タクシン政権（2001～2006 年）と彼の失脚後の「タクシン系」政権（2007～2008 年）において、農村の貧困対策を進める一方で、米政策について、市場の値段より高く買い入れ、安く輸出ことをはじめている。おかげで、大きな在庫を抱えることになったタイ政府は、農民から買い上げた米を政府ベースでの輸出を行い、融資価格と対象数量が大きく引き上げられたから、マーケット・メカニズム混乱を与えるものという批判がよせられた。この制度では、農民は担保の米を買い戻すことがないため実質的な価格支持として機能し、高融資価格による米価格の高止まりと質低下を招き、政府には高い値段で購入した在庫が累増した。市場価格の 1 トンの 1,500 バーツ割高という価格支持は、米生産農民への政府助成と見ることが出来、貿易政策と国内の農業政策に大きな矛盾を抱えることになった。また、当然のように、米輸出業者からも農民を甘やかしすぎてる、市場を混乱をもたらすなどと激しく批判されたが、政府は今の値段は低すぎているので、農民の救済が必要と姿勢を持つようにした。

こうした事態を是正するため、前政権のアピシット政権は、2009 年 10 月から価格保証制度を導入した。同制度は、政府が生産コストから算出する「保証価格」に対し、市場実勢を反映する「参照価格」が下回った場合。その差額について農家当たり一定の米の量を上限に補填する制度である。米の価格形成に市場機能を回復させ、価格下落に対して農家に一定の所得を補償するのが目的で、アメリカの不足払い制度を導入したものである。

ところが、2010 年に入って国際相場の下落局面ではベトナムの安い価格に引き寄せられ市場価格が下落し、それを反映して政府の参照価格が下がり財政負担が増大する状態となっている。一方、農民の側でも、市場実勢を反映するはずの参照価格と実際の販売価格に大きな乖離があるため、現制度では米農家の手取りが生産コストを補償するものになっていないという不満が強い。現政権のインラック政権は高米価による政府買い上げることを公約した。ただし、市場実勢をはるかに上回る米価格設定には長期的には

米産業に打撃になると批判されている。この政策が続けば続けるほどタイ政府にとっては大きな重荷ことが確実である。また、国際市場に販売することも難しくなる。そうなれば、大量の政府在庫が積みあがり、タイの納税者の負担を伴うと批判の声も出ている。

３．米生産に必要なコスト

今回の調査では、34 世帯に聞き取り調査を行うことが出来た。中には全て、出稼ぎ者に直接聞き取り調査が出来なかった。出稼ぎ者が、お正月の連休に村に戻ると想定していたが、一人も戻らなかったため、残りの家族のメンバーに聞き取りを行った。その理由は、2011 年 10 月にタイで、大洪水が起きた、その後被害を受けたりした出稼ぎの人がすでに村に避難したため、半分以上がお正月の間に仕事に戻ったり、就職していると聞いた。

聞き取り調査結果、米生産に必要にコストが明らかになった。コストは毎年異なるが、1ライ(= 1600平方メートル)に対して、約8,000バーツから9,000バーツかかっている。この中に、70パーセントは肥料費、30パーセントは労働費、そして、残りの5パーセントは農薬にかかる費用である。

興味深いことに、労働費用のほぼ80パーセントは機械による労働費、つまり、機械を借りたり、機械を持っている人に農地の準備としての鋤く段階から、収穫段階までの機械にかかる労働費である。生産しかたが変わることにより、トラクターやコンバインが使われるようになった。現在は引く鋤によって、田の耕しをしているが、それは1ライ600バーツ。残りの20パーセントは人間による労働費になってるが、注目すべきなのは、この「人」は対象者の世帯の半分以上のメンバーではなく、高齢化による世帯外の人、村外の人を雇っている。それは、籾を撒く人、農薬に関わる作業をする人、このような作業は1ライに対して250バーツから260バーツである。それから、米が収穫されてから、田から倉庫まで運版する人も必要になる。これは、30キロの米量に対して、10バーツである。もちろん、コストがここにかかったのは、人口の減少及び以上で表した、時代によって変化された稲作である。

異常の米生産のコストについて、34世帯の対象者の内、たった3世帯が前の年の利益を使って投資しているのに対して、20世帯が出稼ぎ労働者の仕送りに頼って、足りない分はローンを組んで、投資している。残りの4世帯は全くローンに頼っている状態で、土地もその担保にしている状態である。このように、出稼ぎ労働者はかなり期待されていることが分った。

1ライの約8, 000バーツから9, 000バーツのコストに対して、1ライの生産量は400キロから500キロになっている。現在の政府の政策により、農業が1キロ20バーツか、湿度規準により引き落とされてそれに近い金額で計算すれば、1ライに対して3,000バーツから4,000バーツの利益が発生するということにある。

写真2　調査地で見た耕耘機

写真3 調査地で見た米収穫機械

このように見れば、現政権の政策は農業が喜んであるが、現実の世界競争を考えずにもかかわらず、そのコストは誰が負担しているか全く分析していない。米作り農業がいつまでも、収入が低いまま、自律できない。農村部では1970年代から自給していた食料を購入する度合いが増え、金銭に依存した生活が余儀なくされつつあった。このような政府の政策は、農村の人々の生活をより不安定にする要因となっている。これらの機

械頼れないと、米作っていけない。つまり、政府の政策は農村の平和構築を反映していない、むしろ農民により金銭的な生活を促しているとも言える。

４．米生産に必要なコスト及び東北部の出稼ぎ農村女性にとって、世帯保持に関わる人間の再生産コストを負担しているのか、負担を期待されているのかジェンダーの視点から明らかにする。

東北の農村の人は結婚後、少なくても数年間は妻方居住を行い、女性を通して農地や屋敷地などの土地を継承していくという習慣をもって集落してきた。つまり、姉妹を軸にした家族周期が理念として想定されている。夫婦はまず妻の両親や兄弟と同居して、米の生産と消費を共同する。しかし、子の誕生や、妹の結婚に伴う新夫婦同居を契機に、先に結婚した娘夫婦同居屋敷内に別の家を建て、独立した家屋を築く。この段階でも米の生産と消費は親世帯と共同したままのことが多い。そして、最後に残った末娘夫婦が両親と同居を続け、姉妹で配分する両親の土地を多く受け継ぎ、両親の老後の世話をするように期待される。

ただし、これについて、今回の調査に当たり、34 世帯に対して聞き取り調査を行った結果、女性を通して農地や屋敷地などの土地を継承していくという習慣が 40 代以上の女性にはこの週間がはっきり見られるが、30 代以下の女性、すなわち、ほとんど村外で働きに言っている女性には、習慣ではなくなった。子供を親に預かってもらっていることが彼女らと農地を結んでいることが分った。それに、子供を親に見てもらっているのは息子より、娘がよくしていることから、娘がまだ農地を継承ことが出来ると考えられる。

調査対象者の 34 世帯の内、30 世帯以上が米生産コストを出稼ぎのメンバーからもらっているが、それだけは足りなくて、ローンを組むことになっているということがあったが、その返済について訪ねると、出稼ぎの娘の役割があるということが明らかだった。彼女らは、就職先である下請工場なり、ゴミ処理所なり、上がる傾向のない低い職に就いているので、返済は難しくなっている。問題を解消するために、親に自分の子育てを依頼しているため、送金しているので、送金が男性より頻繁である。しかし、このようなやり方で、女性は農地そして米作りにつよく結ばれてしまうことが恐れされる。女性の送金が男性より頻繁であって、日当の 200 余りバーツから、月に約 1000 から 3000 バーツ仕送りしている。その分は残っている親、子供の生活費、そしてローンの返済であるので、農地への責任感が求められている。また、米作り時期になる時にそのコストへの期待がかけられている。

それから、出稼ぎしても収入が低くて送金できない世帯のメンバーもたくさんいて、彼らが、将来村に戻りたくても戻れなくなる傾向が見えた。一方で、高収入の出稼ぎ者は仕送りすることにより将来村に戻って、農地を継ぐことができる。しかし、この状況

は後者が少なくなっているようである。

このように、女性には外から見えない負担がかけられている。彼女らが自律できるよう、米作りが続けるように、支援できる方法を考えないといけない。

出稼ぎせずに村でどのような仕事があるか確認してみた。ほとんどは男性向けの、米生産の機械操作、建設、農薬作業などが多いが、興味深いシルク作り作業を発見した。これは昔からやってきた伝統の作業ではあるが、出稼ぎが活発になった 1980 年代から出稼ぎに行き人が多くなってしまた。しかし、現在シルクは価格が高いのに、シルク作りを学んで生産する人があまりいない。これは将来、出稼ぎ女性にも教育すれば、米作りの予算の高収入を得られながら、子育ても同時に出来ると考えられる。

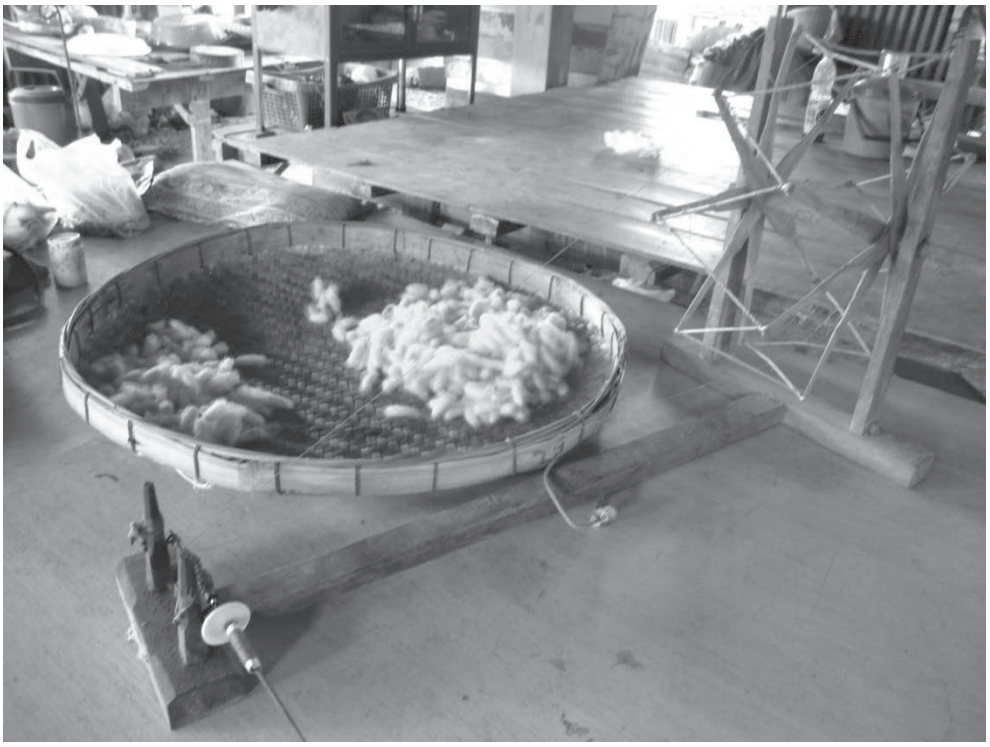

写真 4　サーンルア村でのシルク作りにおける繭。

【本制度へのアドバイス、要望】

タイでは米を含め農産物価格は、基本的に市場で決定されるが、激しい価格変動を主に農民が引き受ける生産システムは維持困難になってきており、社会的なセーフティネットとして米政策をどう整備するかは「価格」ではなく、一番考えなければならないのは、どうしたら農民が自分から投資できることである。このような政策が政治的に使われると、選択肢のない出稼ぎ女性がいつまでも悪循環

しかし、政府の米政策は、どの政権でも高融資価格による政策であるが、それはどれも問題の真の原因である、生産コストに触れていない。更に、農村においては農民層の

分解が進行し、農民は新たな対応を迫られたことが分った。しかし、その貧困を救済したい政府の政策は平和を定着させるための活動ではなく、農村、稲作農業により投資をすることを促進しているので、資金のない人は弱者になり、借金しなければ米を作っていけない状況に陥る。

更に、一番心配しているのが、米作り農家が高い投資金額に耐え切れなくなって、農地を全て買うことになる。そうなると、村外からの投資者がこの政策のメリットを利用し、農地を買い占めることである。その結果、農民層が更にが分解になるだろう。

【今後の研究へ展望】

今回の調査で考えなければならないのは、政府が導入した貧困対策は、更に農村を混乱させているということが分った。さらに、女性への影響が大きい。今後は、どのような米政策が平和構築活動として定着できることを考えたい。また、女性への支援を踏まえて、農村で女性ができる仕事を作れないかに焦点を当て、より細かな研究を継続することを今後の課題とする。

３. 紛争のジェンダー規範への影響及び安保理 1325 の実態把握調査

雑賀　葉子
人間文化創成科学研究科ジェンダー学際研究専攻博士後期課程１年

【調査期間】2012 年 2 月 6 日から 2012 年 3 月 4 日まで

【調査目的】

紛争後の国家建設過程における女性の政治参加の状況について、東ティモールを事例に調査する。

【調査概要】

東ティモールにおけるジェンダー課題を包括的に把握するとともに、安全保障理事会決議 1325 号に基づいて国連を中心に支援が行われている女性の政治参加および意思決定過程への参加の状況について、関係する制度構築と市民社会の関与について調査を行った。調査手法は、関係者への聞き取り調査を用いた。

【調査結果】

はじめに

１．調査の目的および方法

本調査は、東ティモールにおけるジェンダー課題を包括的に把握するとともに、国連安全保障理事会決議 1325 号に基づき国連を中心に行われている女性の政治参加および意思決定過程への参加促進の支援により、政府の制度構築の状況およびその制度構築に市民社会がどのように関わっているかを把握することを目的としている。調査は、ジェンダー平等促進を支援している国連機関、二国間援助機関、国際 NGO、現地 NGO の担当者およびでジェンダー平等の推進を所管している東ティモール政府機関の担当者に対して半構造化聞き取り調査を行った。別紙１の調査対象者に対して、①組織設立の経緯や活動内容、②直面している課題、③対応策について聞き取りをした。

本調査は、現在の研究計画である東ティモールを事例とする紛争終結後の国家形成過程におけるジェンダー平等の可能性を考察するための初期調査に当たる。

２．東ティモールの概況

2002 年にようやく独立を果たした東ティモールの経済社会状況は、表 1 にみるように、GDP 実質成長率は 7.3%でアジアの中でも高く、ミレニアム開発目標も 2015 年には達成可能であることが指摘 される一方で、貧困ライン以下（1 日 0.88 ドル以下）は人口の 49.9%を占め、2011 年人間開発指数は 187 か国中 147 位である。参考までにインド

ネシアは 124 位である。
「東ティモール人口と健康調査 2009-2010（The 2009-10 Timor-Leste Demographic and Health Survey (以下、2009-10 TLDHS)）の調査結果からは女性の置かれている状況も厳しいことがわかる。2009-10 TLDHS は、財務省および保健省が USAID など援助機関からの支援を受けて実施した調査である。具体的には、2009 年 8 月から 2010 年 2 月までの 6 か月間かけて 13 県から抽出された 11,463 世帯の 15 歳から 49 歳に該当する 17,211 人（女性 13,137 人、男性 4,076 人）に対してインタビュー調査を行った。この調査結果によると、識字率は女性 68%、男性 78.6%となっている 。性別年齢別にみると表 2 のとおりで、高齢になるにつれ識字率は男女とも低くなっている。女性の場合、10 代後半では 5 人あたり 4 人は読み書きできるが、40 代後半では 5 人あたり 1.5 人弱しかいない。男性においても 10 代後半の 5 人あたり 4 人の割合から 40 代後半には 5 人あたり 3 人に減少してしまう。さらに、高齢になるにつれて男女差は大きくなっており、40 代後半の女性の識字率は男性のほぼ半数の割合になっている。
東ティモールの人口は、2010 年センサスによれば 10,66,582 人であり、2004 年の 923,198 人から 15.5%の増加、年に 2.41%の割合で増加している。この高い増加率の要因の一つに合計特殊出生率の高さが挙げられる。合計特殊出生率は 5.7 で、この数値はアジアで最も高い。表 3 の District 別の数値をみると、最も低い Covalima の 4.4 から最も高い Alinaro の 7.2 まであり、地域差が大きいことがわかる。出生率と教育との関連性は現れており、教育を受けていない場合は 6.1 で最も高く、中等教育以上の場合になると 2.9 にまでに下がっている。また、女性の栄養失調については、2009-2010 TLDHS では 27%となっており、2003 年の 38%よりも改善されているが、深刻な問題として指摘されている 。
これらの指標は経済社会状況を示す一部ではあるが基礎指標であり、女性の教育レベルの低さや健康状態の悪さを示しているだけではなく、女性の基本的人権が脅かされている状況も示していると言える。また、人口の半数を占める女性の状況が厳しい状況にあることは、東ティモールにおいて十分な資質をもった人材が不足していることを示しており、今後の東ティモールの持続可能な経済社会成長において困難を抱えている状況にあることが推測される。

I. 女性の政治参加を推進する制度

１. 法制度

① 憲法

東ティモールの憲法は、国連安全保障理事会決議 1272 号によって東ティモールの行政、立法、司法に関するすべての権限が付与された UNTAET（国連東ティモール暫定統治機構、1999 年 10 月設立）の主導の下で制定された。UNTAET 特別代表セルジオ・ヴィエラ・デ・メロ氏は現地のリーダーや住民との対話を重視したことから、憲法制定に

あたっても臨時議会「憲法制定議会（Constitutional Assembly）」を選挙によって 2001 年に設置した。新憲法は憲法制定議会において採択され、2002 年 3 月に公布された。

新憲法には、男女平等に関する条項が含まれている。第 17 条の男女平等は、家族、政治、経済、社会、文化において男女は同じ権利を持ち義務を負うことが明記されている。第 16 条では法の下の男女の平等と性差別の禁止、第 6 条は男女平等を促進するための国の責務が定められている。さらに、政治参加についても、第 63 条において、政治における男女の参加は民主的な制度に不可欠であるとしている。

② 選挙制度

・国政選挙

上述した憲法制定議会は、2002 年 5 月に国民議会に移行し、2007 年までの 5 年間の任期を担うことになった。2001 年に実施された憲法制定議会選挙は混合選挙で 88 議席が選ばれた。88 議席のうち、国民議席（national seats）の 75 議席は比例代表制によって、県議席（district seats）の 13 議席は得票数によって選出される。この時に、女性の政治参加を促すために 75 名を選出する比例代表制にクォーター制度を導入することについての議論が、女性グループ、国民評議会、UNMIT の間で行われた。すなわち、各政党の候補者リストの 30%は女性候補者とする内容が Rede Feto から提案された。国民評議会や国連事務局の反対によってクォーター制度の導入は実現しなかったが、88 名のうち 23 名の女性議員が選出された。

2007 年の国政選挙においては、議員数は 88 名から 65 名に変更になり、比例代表制が採用された。法律 No.6/2006 により、各政党は少なくとも 25 名の候補者名簿を作成することになった。さらに、法律 No.6/2006 第 12 項において、各政党の候補者名簿において、4 名の候補者ごとに女性候補者 1 名を含めることになった。選挙の結果、19 名の女性議員が選出され、女性議員は全体の 29%を占めている。政党と女性議員数は表 4 のとおり。その後、クォーター制度は、法律 No.6/2008 により、候補者名簿 4 名ごとに女性候補者 1 名を含めることが 3 名ごとに女性候補者 1 名を含めるよう改定された。

・地方議会と地方選挙

法律 No.2/2004 により、Suco 議長（Chef de Suco）および Adelia 議長（Chef de aldelia）に男女とも立候補できることが規定されている。任期は 5 年でこれまでに 2004 年と 2009 年に選挙が行われている。Suco 議会は、Adelia 議長、女性代表者 2 名、青年代表者 2 名（男女 1 名ずつ）から構成されることが定められている。このため、少なくとも 3 名の女性が Suco 議会に参加できることになっている。Adelia 議会も、Suco 議会同様に、女性代表者 2 名、青年代表者 2 名（男女 1 名ずつ）の構成となることが規定されている。これまでの選挙結果からは、表 5 のとおり、Suco 議長および aldelia 議長の女性議長の割合は低い。

２．政府組織

①　平等推進担当国務長官（Secretary of State for the Promotion of Equality: SEPI）

ナショナル・マシナリーとして、法律 No.3/2002 に基づいて、2002 年にジェンダー平等推進顧問（Office of the Advisor on the Promotion of Gender Equality：OPE）が首相府に設置された。2008 年に OPE は法律 No.7/2007 および法律 No.16/2008 により平等推進担当国務長官（Secretary of State for the Promotion of Equality: SEPI）へとスケールアップされ、組織機能は強化されたという。現在のところ国務長官は 21 人が任命され、関連する大臣および副大臣を補佐している。SEPI の場合は、社会問題担当副首相(Vice-Prime Minister for Social Affairs)を補佐している。SEPI の組織図は図 1 のとおり。予算は、組織図に沿って①国務長官室（Office of the Secretary of State）、②長官（Director General）、③ロジ管理・財政局（Directorate of Administration Logistics and Finance）、④政策・ジェンダー平等局（Directorate of Politics and Gender Equality）の部局がそれぞれ予算をもつ。各予算は 5 費目から構成されている。5 費目には、①給与、②物品とサービス（goods and service、事務用品、インターネット、地方出張時の宿泊費、海外出張時の旅費など）、③小規模資金（minor capital、資産となる機材（車、パソコン、家具、電話など））、④開発資金（development capital）、⑤公的運用（public transfer）が含まれる。

国務長官室は 6 名の職員で運営されており、予算費目は①給与と②物品とサービス費用から構成されている。長官の予算は、法制部（Dept. of Legislation）とメディア・コミュニケーション部（Dept. of Media and Communication and Procurement）、調達部（Dept. of Procurement）を含み、①給与、②物品とサービス費用、③小規模資金から成る。ロジ管理・財政局の予算は、①給与、②物品とサービス費用、③小規模資金及び⑤公的運用から成る。⑤公的運用を用いて、小規模の NGO に対して 2008 年から累計で 100 件以上に支援している。政策・ジェンダー平等局の予算は①給与、②物品とサービス費用、③小規模資金から成る。

会計年度は 1 月から 12 月までである。6-7 月に次年度の予算企画書を財務省に提出し、議会での審議を経て、11 月末から 12 月上旬までに決定される。

2008 年からの予算は表 7 のとおり。毎年の予算は国家予算の 1%に満たない。予算規模も人材も不足しているが、SEPI を評価する援助機関は多かった。表 6 はドナーからの資金を含んでいない。主要なドナーには UNFPA、Irish AID（アイルランド）、NORAD（ノルウェー）、AECID（スペイン）、UN Women がある。UNFPA は家庭内暴力に対して、Irish AID は Gender Working Group に対してそれぞれ資金提供している。NOARD は、SEPI 職員対する技術訓練（言語（英語やポルトガル語）、リーダーシップ）への資金提供を行っている。AECID は女性の政治参加促進のプロジェクトの実施を SEPI と協力して行っている。

県（District）レベルでの政策実施については、政策・ジェンダー平等局が担当し、2012年より県レベルに行政官１名を配置する予定である。行政官は地方での政策の調整及び政策実施を担う。

ジェンダー予算システムについては、UN Women からの支援を受けつつ、他省に対して研修を行っているが、他省の予算のモニタリングはしていない。

② ジェンダー作業グループ（Gender Working Group: GWG）

SEPI と各省との連携を図り、各省のジェンダー平等政策の推進のため、法律 No.11/2008 に基づき、2008 年に各省にジェンダー担当官（Pontos Focais do Género:PFG, Gender Focal Point: GFP）が中央レベルと地方レベルで任命され、各省のジェンダー政策と開発計画策定を担った。GFP は、法律 No.27/2011 に基づき、2012 年２月にジェンダー作業グループ（Gender Working Group: GWG）に改編され、中央レベルおよび地方レベルに設置された。SEPI は GWG の調整事務局であるが、GWG の開催の調整は各省に任せている。GWG には、SEPI からは各省に長官と政策企画、予算、モニタリングを担当する４名の局長の参加を依頼しているが、基本的には各省に人選を任せている。地方では、各省の副行政官（Deputy of Administration of District ）と企画、予算、モニタリングなどを担当する職員４名及びローカル NGO によって構成されている。

３．国会議員

女性国会議員は、東ティモール女性議員グループ（Grupo para Mulheres em Parlamento de Timor Leste：GMPTL）という超党派グループを結成し、ジェンダー課題に取り組んでいる。今回の調査では、具体的な機能について調査できなかった。

４．市民社会

① 女性会議

独立闘争に関わった女性グループの多くが、1999 年の住民投票後も国家建設に貢献し女性の地位向上を推進することを希望したことから女性会議を開催することになったという。2000 年の第１回女性会議には全国から 400 人が集まり、①憲法における男女同権の保障、②選挙におけるクォーター制度の導入、③家庭内暴力防止法の制定、④ジェンダー平等を推進する政府機構の設置を決定し、政府や関係機関にロビイング活動をした。クォーター制導入については 2001 年の憲法制定議会選挙において女性の 30% 枠を設けることを提案したが認められず、その後、法律 No.6/2006 が定められ 2007 年の選挙では政党の候補者名簿に女性候補者が割り当てられた。2004 年に開催された第２回女性会議では、①家庭内暴力防止法の制定、②CEDAW や人権の保障、③OPE から SEPI への昇格、④各省におけるジェンダー平等の推進を決定した。2008 年の第３回女

性会議では 4 年間の活動計画を策定。課題と行動計画を定めている。第 4 回女性会議は 2012 年 11 月ごろに開催を予定している。
第 1 回女性会議において、女性会議の事務局として Rede Feto が設立された。Rede Feto はアンブレラ組織で、ジェンダー平等を推進する NGO を傘下に置いている。Rede Feto のメンバーNGO となるためには、活動目的や内容などを記した書類を提出後 2 年間の調査を経て、Rede Feto の年次会合で承認される。NGO の活動が Rede Feto の方針と沿うことがメンバーNGO になる重要なポイントとなっている。Rede Feto の方針とは①女性の関心や利益のために闘い、女性の関心や利益を保護する、②平等な権利の獲得と開発へ貢献するために女性のエンパワーメントを図る、③女性の人権を促進することである。メンバーNGO となると、Rede Feto からジェンダー平等を推進するにあたり必要な技術研修を受けたり、情報提供を受けるなどして機能強化を図る。会費は 1 か月 75 セントである。現在のメンバーNGO の数は 24 にのぼる。年次会合において各 NGO は活動報告を行う。

② NGO

女性会議の開催にあたっては、ティモール女性組織(Organizacao Popular de Mulher Timor: OPMT) 、東ティモール女性組織（Grupo Feto Foinsae Timor Lorosae : GFFTL）、東ティモール女性対話フォーラム（Forum Komunikasi Perempuan Timor Lorosae : FOKUPERS）などが主として女性会議の開催を準備した。OPMT の設立は 1975 年で、独立闘争を支援してきた NGO である。GFFTL は 1998 年に東ティモール連帯議会から独立した NGO で、現在は女子教育（特に識字教育）に重点を置いて活動をしている。FOKUPERS は、1997 年に設立された女性人権団体である。

東ティモールには、他にもさまざまの NGO が存在している。RedeFeto は女性の人権保護とジェンダー平等を推進する NGO をまとめているが、Rede Feto のメンバー以外にも女性の人権保護やジェンダー平等を推進する NGO は存在する。活動はバラエティに富んでおり、女性の所得向上(Tais 織物の作成)、家庭内暴力の防止や被害者への支援、識字教育や学校教育への支援、母子保健、リプロダクティブ・ヘルス、家族計画への支援、治安の状況をモニタリングするリスクマネージメントの実施、家庭菜園の支援などがある。2007 年の選挙においては、女性候補者への支援活動としてリーダーシップ、スピーチの仕方、選挙キャンペーンの方法、メディアの活用方法などのトレーニングを行った NGO もある。行政が行えないことや行政サービスが行き届かない地域に対して、NGO は資金支援等を政府や援助機関から得て政府に代わって行政サービスを提供していると言える。

５．国際条約と安全保障理事会決議

① 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）

東ティモールは 2003 年 4 月 16 日に女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）に、その選択議定書とともに批准している。2008 年 11 月には第 1 回報告書を国連女性の地位委員会に提出し、2009 年に提言を受けている。その提言の中には女性の政治参加や意思決定過程への参加に関連する事項がある。一つは SEPI が各省との連携を図るために設置した GFP の強化である。これを受けて法律 No.27/2011 に基づき、2012 年 2 月にジェンダー作業グループ（Gender Working Group: GWG）が設置された。二つ目は、法律 No.6/2008 で規定されたクォーター制度について、さらに見直しをして女性の政治参加や意思決定過程への参加を強化するよう提言している。

② 女性と平和、安全に関する国連安全保障理事会決議 1325 号

国連安全保障理事会において 2000 年 10 月 31 日に採択された女性と平和、安全に関する決議 1325 号（以下、安保理決議 1325）は、暴力的紛争における女性と子どもに対する影響を認識して支援を行うことおよび平和構築・復興過程における女性の意思決定過程への参加を促進することを内容としている。これにより、平和構築・復興過程においては、国際社会は、特に国連による支援においては、安保理決議 1325 の内容を踏まえた支援を行うことになっている。

東ティモールの場合、安保理決議 1325 についての国連の評価報告書 では、1999 年のインドネシアとポルトガルによる協議において女性の参加が国連によって認められなかったことや 2006 年に起きた請願者運動からの暴動終結に女性が関与できなかったことが指摘されている。この指摘について、前者については、そもそも住民投票に関する協議に東ティモールが参加できなかったことが問題ではないかと思う。また後者については、女性の関与はなかったのではなく、今回の調査では十分に聞き取りできなかったが、上述した NGO の活発な状況を考えると関与はあったと推測される。

【本調査から得られた考察】

１．女性の政治参加を促進する制度構築の要因

今回の調査結果から、独立後 10 年の間に、女性の政治参加を促す制度構築として、クォーター制度の導入や CEDAW の批准、ナショナル・マシナリーの組織強化が行われた。その結果、中央レベルでは女性議員は国会議員の 27%を占め、SEPI と各省関係機関のネットワークの強化が形成された。この背景には、独立後においても女性の人権やジェンダー平等を推進する NGO が政府に対して政治的圧力をかけ、女性の政治参加を促す勢力を持ち続けたことが要因として指摘できる。特に、①NGO は 2002 年の独立後も国際社会からの支援を受けながら活発に活動し、2000 年に女性会議の開催に至ったこと、②女性会議は国際社会の基準や条約を活用して、政府関係機関にジェンダー平等の推進を要求し、③そのために、NGO や女性会議が政府と議会に対してネットワークを形成したことが要因として指摘できると思う。

２．今後の課題

制度構築がより実効性をもって実施されるためには、今後は参加の質の面で改善が必要になるだろう。女性議員は各政党の中で低い地位にあったり、Suco 議会や Adelia 議会では議員になったとしても政策決定権を持たないことが、調査の中で指摘されていた。後者については、女性議長の数を増やすことも必要だが、議会ではなくて議長が政策決定をできる現在の決定システムについても検討する必要があるだろう。

今後、制度からジェンダー平等政策がどのように策定され、どのように促進されていくかについては、東ティモールが現在直面している課題も影響すると思われる。政策や制度が社会に定着するためには、上述した教育や保健分野における課題の改善が必要である。根強く家父長制度があり、性別役割分業が強くあることは聞き取り調査でも指摘された。これに関連して Balaque という男性が女性に支払う結婚資金や早婚の慣習が残っているという。SEPI は評価を得ていたが、他省に対してジェンダー主流化を促進するよう促す能力が十分であると言い切れないところがある。そのような中で、国連機関や二国間援助機関からは東ティモール政府職員や東ティモール人の国連職員はよい国にしたいという強い気持ちがあることを評価していた。

【今後の調査課題】

今回の調査を踏まえて、今後は、①女性会議の活動の実態、②NGO の活動実態、③メディアの実態、④政党や GMPTL の動き、⑤関係機関のネットワークの状況を文献調査及び現地での調査を行い、紛争後の国家建設におけるジェンダー平等の可能性と暴力的紛争に陥らない国家と社会の関係構築にジェンダー平等推進の果たす役割を考察していきたい。

補足　2012 年 3 月 17 日に行われる大統領選挙について

今回の調査において、大統領選挙キャンペーンを垣間見ることができた。大統領候補者となるための資格要件は憲法 75 条に規定されている。すなわち、候補者は 35 歳以上で、最低 5000 人の支持者を集める必要がる。今回の大統領候補者数はラモス・ホルタ現大統領を含む 13 名で、女性候補者も 2 名いる。大方の予想では、3 月 17 日の選挙では決まらず、上位 2 名による決選投票が行われる可能性が高いとのことだった。

大統領候補者 13 人が一堂に会する公開討論会が 2 月 28 日に開催され、2 月 29 日から選挙キャンペーンが開始された。公開討論会は Dili にある国際展示場で行われた。200 人程度入る会場には立ち見が出るほどで、国民の関心の高さを示していると思う。シャナナ・グスマン首相も出席していた。討論会はテレビ中継された。討論開始の前には起立して国家斉唱し、13 県から伝統的な衣装を身に着けた長老の前で候補者及び選挙管理委員会など関係者が宣誓するという儀式が行われた。その様子から大統領選挙を公正に行う決意や選挙への期待が感じられた。

討論は司会者からの 4 つの質問に対して候補者の考えを述べる形で行われた。Rede Feto からも女性の人権の促進についての質疑が出された。Rede Feto によれば候補者の回答は想定範囲内で新しいことはなかったとのことだった。
大統領選挙後には国政選挙も予定されており、これらの選挙に伴って治安が悪化しないか援助関係者の間で懸念されていた。2006-2008 年の暴動を繰り返さないことは政党間では合意されているとのことだった。

別紙１：訪問先

	担当者名	役職
UN 関係		
UNMIT	Fernando Patida	Gender Affairs Officer, Gender Unit
	Francelina Guteres	National Gender Officer
UNDP	Ana Carolina Kobe	Legal Gender Advisor
	Annie Serrano	
UNWomen	Vicenta Maria-Correia	the National Programme Officer, Women, Peace and Security programme
	Ana Paula	
二国間援助機関		
USAID	Amy　Partida	Program Development Officer
	Teodulo Clemente de J. Ximenes	Project Management Specialist, Health Program
国際機関		
ADB	Elsty Davidz-Morato	Special Office in Timor-Leste
現地 NGO		
Rede Feto	Yasinta Lujina	Excutive Director
FOKUPERS	Maria Jose	
	Maria Barret	
	Paula maia	
JSMP (Judicial System Monitoring Program)	Luis de Oliveria	Director
GFFTL (Grupo Feto Foinsae Timor Lorosae)	Filmoneia Faca	Director

Alola Foundation	Alita Verdical	COE
	Ofellia	
OPMT(Organisacao Popular da mulher Timorense)	Josefa　Kai-Bete	
	Marita Alres	
Women's Caucus in Politics	Paula Corte Real	Director,Board Member of Rede Feto
	Julieta da Silva	Director
TWSHG(Timor Women's Self Help)	Rufina dos Santos	
	Tricia Johns	
HAFOTI（Hamahon Feto Timor)	Kese Director	Excutive Director
Belum	Johnnie Auld	インターン
	Jomeryo R Amaral	
国際 NGO		
DAI/DAC	Amanda Brondy	
Paz Y　Desariollo	Giulia Sensini	
CARE International	Lorina Aquino	Country Coodinator for Education SDPP
	Martin Carter	Education Techincal Specialist,School Dropout Prevention Program
	Simplicio Darbosa	
政府機関		
SEPI	Herminio Xavier	Chief of Research Department
	Maria de Cima	Chief of Finance Department
	Filomena Babo	Chief of Training and Communication
東ティモール大学		
Peace and Conflict Study Center	Antel da Silva	Professor

別紙２：データ資料

表１　東ティモールの主要な経済指標

主要産業	農業 90%　工業　na　サービス業　na**
GDP	700 万米ドル（2011 年推計）*
一人当たり GDP	3,100 米ドル（2011 年推計）**
GDP 実質成長率	7.3%　(2011 年推計) **
貧困ライン以下の人口の割合	49.9%　(2007 年)*
失業率	20%　(2006　年推計) **

出典：*世界銀行、**CIA Factbook

表２　性別年齢別識字率

年齢	女性	男性
15-19	86.1	86.6
20-24	81.4	85.4
25-29	71.8	78.6
30-34	67.1	80.5
35-39	59.0	76.6
40-44	42.8	69.6
45-49	29.3	59.4
平均	68.0	78.6

出典：Timor-Leste Demographic and Health Survey 2009-10 p35-36 より作成

表３　県別特殊合計出生率

District	特殊合計出生率
Aileu	5.6
Ainaro	7.2
Baucau	5.5
Bobonaro	6.0
Covalima	4.4
Dili	4.6
Ermera	6.6
Lautem	6.7
Liquica	5.5
Manatuto	5.5
Manufahi	5.9
Oecussi	6.6

Viqueque	5.6
平均	5.7

出典：Timor-Leste Demographic and Health Survey 2009-10 p51 より作成

表 4　議会・政党・女性議員数

一院制（任期 5 年）（議席数 65）

政党名		議席数	女性議員数
与党（39）	ティモール再建国民評議会（CNRT）	18	7
	民主党（PD）	8	2
	ティモール社会民主協会（ASDT）	5	1
	社民党（PSD）	6	4
	ティモール民族抵抗民主国民連帯党（UNDERTIM）	2	0
野党（26）	東ティモール独立革命戦線（フレテリン）	21	4
	国民連帯党（PUN）	3	1
	ティモール闘志連合（KOTA）	1	0
	ティモール大衆党（PPT）	1	0
	計	65	19

在東ティモール日本大使館からの資料および UNMIT からの聞き取りから作成

表 5　行政区分と女性議長の割合

District	Sub district	Suco	Aldeia
Aileu	4	31	139
Ainaro	4	21	131
Baucau	6	59	281
Bobonaro	6	50	194
Cova Lima	7	30	148
Dili	6	31	241
Ermera	5	52	277
Lautém	5	34	151
Liquiçá	3	23	134
Manatuto	6	29	99
Manufahi	4	29	137
Oecusse	4	18	63
Viqueque	5	35	234
合計	65	442	2229

UNMIT からの聞き取りから作成

Suco 議長および Aldeia 議長の女性の数

2004 年					2009 年				
Aldeia 議長	%	Suco 議長	%	合計	Aldeia 議長	%	Suco 議長	%	合計
22 人	1	7 人	1.6	29 人	37 人	1.6	11 人	2.9	43 人

UNMIT からの聞き取りから作成

表 6　SEPI の予算　(単位　千ドル)

	2008 年			2009 年	2010 年
	国家予算	補正予算	合計	国家予算	国家予算
合計	292	129	421	582	971
Office of the Secretary of State	53	5	58	97	96
Director General	0	1	1	79	87
Directorate of Administration Logistics and Finance	99	68	167	265	310
Directorate of Policies and Gender Equality	140	55	195	141	477

出典：東ティモール政府ホームページより作成

図 1　SEPI 組織図

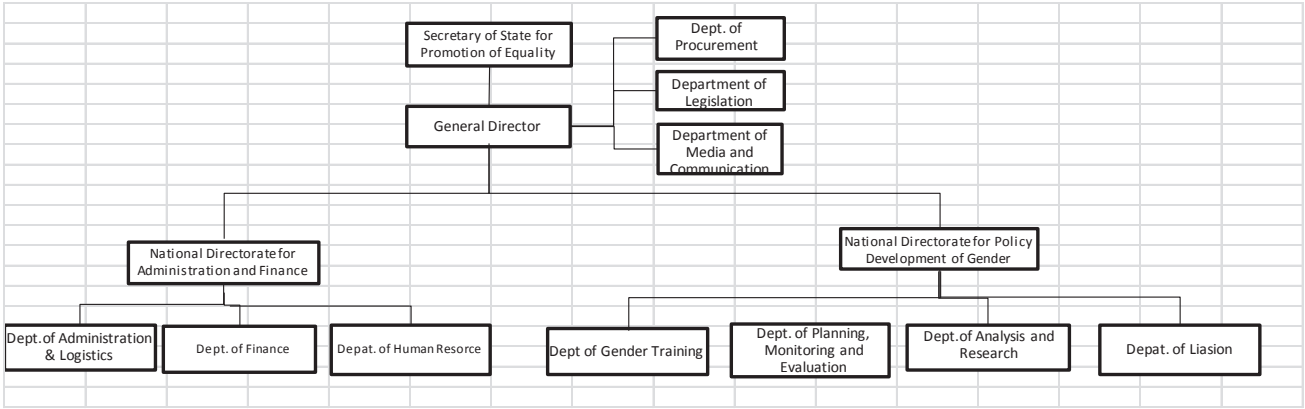

出典：JICA「国別ジェンダー情報整備調査東ティモール国最終報告書」(2011 年)と今回の聞き取り調査から作成

別紙３：写真

東ティモール政府庁舎

UNMIT 入口

UNPTL のパトカー

2012 年 2 月 9 日に開催された「Consultation with PNTL Female Police Officers Gender Mainstreaming and Equality within PNTL の様子

2012 年 2 月 28 日に開催された大統領選候補者公開討論会の様子。（正面に現大統領）

2012 年 2 月 28 日に開催された大統領選候補者公開討論会の様子。

シャナナ・グスマン閲覧室

市場の様子

タイス織物の制作

中学生の様子

海岸付近の様子

タイス織物から鞄の制作

４．農村女性を対象とした開発の取り組みとその役割

―インドビハール州ブッダガヤの事例―

小澤　さくら
人間文化創成科学研究科ジェンダー社会科学専攻開発・ジェンダー論コース１年

【調査期間】2012 年 2 月 18 日～3 月 14 日

【調査目的】

本調査の目的は、インドビハール州ガヤ県ブッダガヤのダリットカーストの多く住む農村において、女性を対象とした開発の取り組みとその役割を調査することである。カースト、ジェンダー、など様々な背景が複雑に住民同士の関係を構築する村の中で、女性を対象に活動する NGO や政府プロジェクトはどのような意識と目的のもとに草の根レベルで活動しているのか、社会的に周辺化されやすいダリット女性の平和的で安定的な生活の実現に向けてそれらの取り組みが果たしている役割はいかなるものであるか、という点に注目する。インドでは政府による開発スキームや、無数に存在する NGO・社会運動家など様々なレベルのアクターによって開発の取り組みが行われる。本調査は、その中でもある地域に焦点を当て草の根レベルの活動を調査することで、活動の多様性や社会への影響力を考察するための一つのステップとして位置付けられる。

開発の領域において貧困の女性化は広く認識され、開発政策や現場においてジェンダーを配慮することの重要性については多くの議論がなされている。しかし、現在でもなお、インドでの女性の識字率の低さや、人口の性比が示す女性人口の少なさなどジェンダー格差はしばしば示される。またレイプや性的虐待、誘拐などの女性が被害となる犯罪も数多く報告されている[15]。今回の調査地域であるインドビハール州はインドの他州と比較しても経済的に後進的な地域として注目される地域である。また経済面にとどまらず、識字率やジェンダー格差など人間開発の側面でも深刻だと報告される[16]。例えば、ビハール州の識字率(2011 年）63.82%はインド全体の識字率 74.04%を大きく下回り、全 35 州の中の最下位に位置する[17]。そしてその中でも農村地域女性の識字率は 50.82%と低く、人口の 88.7%が農村地域に住むビハール州においても農村地域女性は周辺化さ

[15] Thakur, Sadhana(2012) .*Women Empowerment in Rural India.* New Delhi: Abhijeet Publications.
[16] 湊一樹(2011)「低開発の政治経済学―最貧州ビハールの事例―」『アジ研ワールド・トレンド』(187)アジア経済研究所、pp32-35
[17] Government of India(2011). Census of India2011 Provisional Population Totals

れ社会的弱者に陥りやすい存在であると考える。さらには 2001 年のセンサスデータによれば、ビハール州の指定カーストの識字率は 28.5%であり、指定カースト女性の識字率に限っては 15.6%と極めて低い値となっている[18]。このことから、本調査では女性やダリットといった社会的に弱い立場にある人々は貧困地域の中でも特に周辺化されており、ダリットの女性というのは最も生活が脅かされやすい存在であると仮定する。そのようなダリット女性の不利な状況や生活を脅かす原因を解消していくことは必須であり、村での草の根レベルの開発の取り組みが、平和的で安定的な生活を実現することに寄与することが期待されるとともに、その活動の現状を調査することは今後の社会の発展と平和的な生活の可能性を探ることにつながると考える。

【調査概要】

１．調査方法

本調査では 2 月 18 日～2 月 24 日までを首都デリーでの文書収集、NGO 等への訪問を行い、残りの日数ではインドビハール州ガヤ県(district)ブッダガヤ地区(block)においてフィールド参与観察、インタビュー、文書収集を行った。フィールドでは活動規模や組織背景が大きく異なりながらも、同じ地域で活動する 3 つの団体を主に調査した。今回は特に村の女性を活動に取り込む NGO のスタッフや組織としての意識・取り組みに重点をあてたため、参与観察とスタッフへの聞き取りがメインとなった。英語、ヒンディー語に加え、この地域の農村で母語として使われるマガディー語を話す男女 1 名ずつを通訳とし、両者もしくは一方を介して調査を進めた。英語を話すスタッフには筆者が直接聞き取りを行った。

２．関係組織概要

今回筆者の主要な受け入れ先となった Jeevan Deep(人生の灯火）という NGO の代表者の男性は、自身もガヤ県出身のダリットカーストという背景を持つ。この団体の主な活動目的は貧困農民の中でも特にダリットの住む村を対象とした教育支援、女児向けの裁縫教室、その他に簡単な出張医療所を開いている。1995 年より 16 年間ブッダガヤでの初等レベルの教育支援を行っており、地域の事情や NGO の活動などに精通していることから、通訳と解説を依頼した。しかし、本報告では女性向け支援に焦点をあてて報告するため、活動内容自体は大きくはふれない。

次に Nari Jaguran Munch という女性 NGO である。1 人の修道女が村の女性に声をかけ、賛同した 4 名の女性から始まった。1995 年から活動を続け、現在では 14 名のスタッフが中心となって活動しているが、創設者である女性はブッダガヤに常駐しているわけではなく、活動資金源や対外交渉役として重要な存在となっているようであった。主な活動は村の女性の自助グループ(Self Help Group: 以下 SHG)によるマイクロクレジ

[18] Government of India(2007). Bihar Data highlights: The Scheduled Castes

ットと、女児への教育支援である。本報告で主に報告する SHG の活動としては、ブッダガヤとその周辺の 58 の村で活動し、155 のグループと 1650 人の女性メンバーを持つ。

3 つ目はビハール州政府によるプロジェクトのの実施機関である「ビハール農村生計プロジェクト(Bihar Rural Livelihood Project: BRLP)」（またの名を Jeevika、本稿では以下 Jeevika と呼ぶ。）の活動である。このプロジェクトはビハール州政府が世界銀行の支援を受けて 2007 年から 5 年間の計画として始めたものであり、Jeevika はこのプロジェクトために組織された。5 年間で総計 7300 万ドル（うち 6300 万ドルは世界銀行からの資金）の予算を見込んだ巨大プロジェクトである。その目的はビハール州の貧困農民の社会的、経済的エンパワーメントを促し、生活を向上させることである[19]。中心的な活動となっているのは SHG によるマイクロファイナンスであるが、SHG の活動を通したマネジメント、管理能力向上や、リーダーの育成などを行っている。筆者が今回の調査期間中に実際に見る事が出来たのはマイクロファイナンスの取り組みである。

３．ビハール州ガヤ県ブッダガヤ概要

インド北東部に位置するビハール州は面積９万4163平方キロメートル、人口１億380万人を有し、インドで 3 番目に人口規模の大きい州である。また州南部を中心に石炭や鉄鉱石、銅などの地下資源に恵まれた土地である[20]。一方でビハール州はインド内においても特に経済的に貧しい地域であることで知られている。ビハール州の一人当たりの経済水準（準州内生産）は経済的な先進州のひとつであるハリヤーナ州の 4 分の 1 であり、インド全体の一人当たりの経済水準と比較しても 40%程度にすぎない[21]。また経済面に限らず、低識字率などの社会的な後進性もしばしば注目される。

ガヤ県は、ビハール州にある 38 の県のうちの一つであり人口 438 万人(2011 年）と、ビハール州の中で 5 番目に人口の多い県である。ガヤ空港があることからも主要な県の一つであることが伺える。2001 年のデータでは人口の 82%が農村地域の住民であり、同州データ同様に人口の大部分が農村地域に住んでいることがわかる。また、ガヤ県の特徴として、指定カースト(Scheduled Caste: 以下 SC)、つまりダリットカーストの人口の割合が 29.6%と高いことがあげられる。インド全土の平均やビハール州の平均はいずれも 16%前後であることから考えても、ガヤ県は SC が比較的多く住んでいる地域であると考えられる。

ブッダガヤはこのガヤ県の中心からおよそ 11 キロメートルの場所に位置する。仏陀が悟りを開いた土地としても有名であり、仏教徒や仏教僧が世界中から訪れる地域であ

---

[19] Jeevika HP-http://brlp.in/objective.php(2012/03/15 参照）

[20] 大橋正明(2001)『「不可触民」と教育　インド・ガンディー主義の農地改革とブイヤーンの人々』明石書店

[21]湊、前掲論文、p32

る。このブッダガヤの人口約 18 万 6000 人(2001 年)のうち約 83%が農村地域に住み、また人口の約 38%が SC である[22]。今回の調査対象は、このブッダガヤからおよそ 20 キロメートル圏内に位置する農村であり、どの村にもダリットカーストが住んでいる。そして、彼らの大半は農村に住まいながらも土地を所有しておらず、近隣に住む地主の土地で農業労働者として働くことで生計をたてている。また、季節によっては都市に出て建設労働者やレンガ造り、リキシャーの運転手などをとして働くことで日当を稼いでいる。

【調査結果】

１．Jeevika による活動—Arjun Bigha 村の例—

・Arjun Bigha 村について

ここではまず、Jeevika の組織する SHG において参与観察と聞き取りから得られた仕組みを 1 つの村の例から説明する。

ブッダガヤの街からおよそ 20km の場所に位置する Arjun Bigha 村は、人口 506 人(2001 年）うち 278 人が SC に属している。半数以上を占める SC のうちの大半はブイヤーンというカーストに属し、多くの世帯で土地は所有していない。また同じ村の中にはヤダブという、より高位カーストの住民もいる。他の村のヤダブの中には大地主として土地を所有し、労働者を雇うほどの世帯もあるというが、この村ではいくらかの土地を所有しつつも特出して裕福な世帯はみられないようであった。しかし、村の中でもブイヤーンとヤダブの住む場所は 1 本の道によって隔てられているなど村の中でも住み分けが成されている。家屋の作りに関してもブイヤーンの住む区画が藁と土による家が多いに対し、レンガ造りの家が見られるなど裕福度の度合いにも多少差があるようであった。村人への聞き取りによると、全ての世帯が鶏を所持しており、牛・ヤギを飼育しているのは約半数だという。主に男性が 9 時から 17 時まで近隣の農地で農業労働者として働き、1 人 5kg の米を報酬として得る。世帯によっては女性も同様に農業労働者として働きにでている。

・Jeevika の SHG 活動

10 人～12 人の女性がひとつのグループを作り、グループメンバーによって選出された代表 3 名の連名によりグループの銀行のアカウントを作成する。この村には 12 のグループがあり、それぞれのグループが毎週ミーティングを開く。女性たちは毎週のミーティングで 1 人 10Rs(日本円約 18 円)ずつ、グループのアカウントに貯める額を支払い、月に 1 回グループの代表者が街に出て銀行の窓口に行く。アカウントからお金を借りたいときにはミーティングの際に申し出、額や返済計画などを決めた上でグループから貸出される。返済額には 2%の利子が上乗せされる。なおこのミーティングの際には、読

[22] Census of India 2001

み書きのできるスタッフが帳簿の記入、ミーティングの記録をつける。これらのスタッフは Jeevika の有給スタッフではあるが、メンバーと同じ村から選出されることになっている。多くのメンバーは文字の読み書きはできないようで、ミーティング出席のサインも指印によって済ませる。これに加え、Jeevika では１つの村に１つの Village Organization(VO)という組織を持つ。全グループの代表３名が月に１度ミーティングを開いており、この VO は Jeevika の大本のプロジェクトからの技術支援や資金を受け取る窓口となっている。例えば１つの VO は食糧プログラムのために 20 万ルピーの予算があり、SHG のグループアカウントとは別に米の支援が受けられる。VO ではその予算の配分やどこでいくらの米を買うかというような細かい話会いが成されるという。

参加者の女性の主な目的はこのアカウントから資金によって家族の病気など緊急時に備えること、また豚や牛などの家畜の購入することであった。参加以前は、急な出費の際には地主から借金をせざるを得ず、10%の利子を支払う必要があった。その時から比較し生活が安定的に送れるようになっただけでなく、家畜購入を可能とすることで今後の収入源を確保することにつながっている。

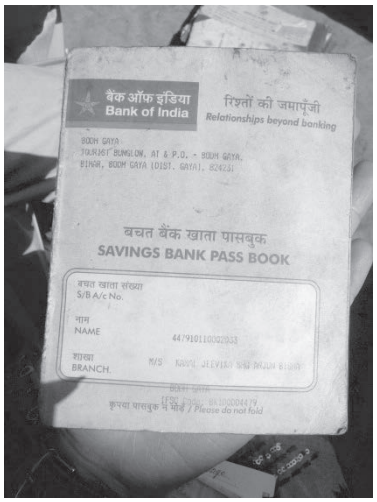

写真１：バンクアカウント

写真２：ミーティングの様子

２．Nari Jagran Munch の活動—Dhariya Bigha 村の例—

・Dhariya Bigha 村について

Dhariya Bigha 村は Nari Jagran Munch の活動地の１つであり、10 年前から SHG を組織している。およそ 200 世帯が住むこの村ではラビダースとパーシーという２種類のダリットカーストが住んでおり、他に高位カーストの住民もいる。だがやはり、村の中で住む区画は区別され直接関わることは非常に少ないという。多くの世帯では土地を所有せず、主な職業は農業労働者とリキシャー運転手である。前者の場合は１日の労働に対し 3.5kg の米、後者の場合 100〜150 ルピー（うち 20 ルピーはリキシャーのレン

タル代にあてる）の収入を得ている。

・Nari Jagran Munch の SHG

1 グループ 10〜15 人で 9 つの SHG が組織されている。SHG での活動は Jeevika と同様マイクロファイナンスの取り組みが主な活動となっているが、こちらでは月に 1 度ミーティングを開き、30〜50 ルピーずつ貯金をしていく。アカウントからお金を借りたいメンバーが現れた時には、特別なミーティングが開かれ、貸出し額や返済について議論される。SHG のメンバーでなくても緊急時にはお金を借りることが可能であり、利子はメンバーに対しては毎月 3%、非メンバーに対しては 5%が要求される。

この村にはダリットカースト以外に他に高位カーストの世帯も住んでいると述べたが、Nari Jagran Munch の方針により、SHG はダリットの女性のみを対象としている。その理由としては以下 2 点が挙げられた。第一に Nari Jagran Munch は女性でかつダリットカーストに属する人が最も社会的な弱者であるととらえていること、第 2 にたとえ経済的に貧しくても高位カーストの女性は身分が高いという意識が抜けず、活動に支障をきたすと考えている点である。こういった意識から、活動の基本方針として対象をダリットの女性に限っている。

３．両方の SHG に属する女性—Tirkha 村の例—

人口 625 人（2001 年）うち約 40%がダリットカーストである Tirkha 村には Nari Jagran Munch と Jeevika 両方の SHG が活動している。その両方に属している女性に聞き取りを行った。6 年前から　この女性は夫と 4 人の娘、1 人の息子の 6 人家族で、2 人の娘は既に結婚し家をでている。夫は午前 8 時〜午後 5 時まで地主の土地で農業労働をするか、ブッダガヤの街で日雇いの労働仕事をしている。

彼女は 6 年前から Nari Jagran Munch の SHG で活動している。つい 2 カ月前からこの村でも Jeevika が活動を始めたことにより、Jeevika の SHG にも所属している。Nari Jagran Munch の SHG には月 1 回 30 ルピー、Jeevika の SHG には毎週 10 ルピーずつそれぞれのグループアカウントに貯金をしており、彼女のグループでは全員が両方の SHG に属しているそうだ。これまでには 4 年前に Nari Jagran Munch の SHG から 2500 ルピーを借り、豚とヤギを購入した。その家畜を育て売ることで得た資金は、グループへの返済と娘の結婚持参金につかわれたという。それ以後、アカウントから資金を借りたことはないが、新たに Jeevika の SHG にも参加した目的は娘の結婚持参金に備えたいというのが一番の目的であると言っていた。

【考察】

１．「女性が参加する理由—緊急時の備え」

2 種類の SHG の取り組みから、村の女性にとっての活動の役割を考察する。まず、

今回の調査対象村の説明からもわかるように、今回調査をした地域では多くのダリットが自らの農地を所有せず、高位カーストの農地で農業労働者として働くか、街に出て労働をすることで日当を得ていた。この収入の不安定さと、急な出費への対応の困難さがこの地域のダリットカーストを貧困状況に陥らせている理由であることが考えられる。それに対し、女性が SHG の活動を継続し、家族の緊急時や急な出費にそなえることで貧困状況に陥ることを防ぐことを可能としている。また家畜購入など新たな収入源のチャンスを作り出すことで、生活を向上させる取り組みに繋がっていることも伺える。

また、女性たちは SHG に参加することで、家族以外の他人と話す機会を増やしている。これにより、他人と話すことへの恥じらいを必要以上に感じることが無くなり、社会とのつながりや交渉能力を強めていると考えられる。

２.「2 つの SHG を使い分ける女性—平和で安定的な生活への備え」

本調査では、同じような SHG によるマイクロファイナンスの取り組みを持ちながらも、その活動規模や組織の性質が全く異なる 2 つの組織が、同じ村ないし近くの村で活動しているという現状を聞き取ることができた。この様に複数の活動が存在することは貧困農村の女性にとってどのような影響があるのであろうか。

まず第一に、その状況は女性にとって支援の使い分けを可能にしていた。今回調査したいくつかの村では、1 つの村の中で 2 種類の組織が SHG を組織しており、そのような村の中では多くの女性は両方のグループに所属していると答えていた[23]。その理由を聞くと、両組織ともに主な活動はマイクロファイナンスでありながらも、少しずつ異なる活動と支援方法をとっており、必要な時に必要な方の支援を利用するという声があがっていた。もちろん両者を併用するということは、それだけミーティングの時間や定期的に預金する額などの負担も増えることになる。しかし、それでもなお両者の併用を選択する女性が多く見られたことから、必要な時により多くの支援をうけられるよう備えることで安定した生活を手に入れることに取り組んでいるとも考えられる。

３.「異なる目的、組織間の葛藤—最も支援を必要とするのは誰か」

何度も述べるように、本調査ではどちらも SHG を主な活動とするが全く背景の異なる 2 つの団体が見られた。Jeevika は世界銀行からの資金がついた政府主導プロジェクトである。今回調査した村ではこのプロジェクトが始まってからまだ 1 年〜2 年と短い年月であったが、スタッフによって村の活動がよくケアされていることや、それだけでなく VO というシステムを通してその資金や技術の援助がそれぞれのグループ、ないし

[23] この点に関して、Jeevika のスタッフに対する聞き取りによると、他の SHG に既に参加している女性の参加は原則認めない方針であった。しかしながら、10 年以上活動を続ける Nari Jagran Munch に対し、Jeevika の活動は日が浅く信頼度や従来の活動との関係を考慮して事実上かけもちが認められているようである。

メンバー個人へとスムーズに分配されていることが女性を活動に引きつけていると考えられる。一方で、プロジェクト名の「Bihar Rural Livelihood Project」からもわかるように、このプロジェクトは貧困農民の生活改善が第一の目的であり、女性やカーストによる社会的な弱者の貧困削減やエンパワーメントをターゲットにしている訳ではない。この点に関して Nari Jagran Munch はより強くジェンダー・カーストによる経済的・社会的格差を意識しており、最も周辺化された人への活動が必要であると訴える。すでに 10 年以上同じ場所で SHG の活動を進めてきたが、2 年ほど前から Jeevika のプログラムが同じ村でも活動を始めた。女性の中には掛け持ちで 2 つのグループに所属する者や、それまでのグループを抜けて Jeevika の新しいグループに移動する者も表れたことには、少なからずよく思っていないスタッフもいるようであった。

この様に目的意識や組織の背景の異なる主体が同時に活動することで、その組織間では意見の相違や葛藤も存在するようである。また Jeevika は現在は大きな予算を背景に着々と活動範囲を広げているが、そのプロジェクトの終了後は今後どのように引き継がれていくのか、もしくは無くなってしまうのか、継続性の点で疑問が残る。

【今後の研究への展望】

今回の調査では、初めて調査として現地に足を運ぶことで書籍やインターネットでは得ることができないローカルな現状を得られる重要な機会となった。しかし一方で筆者の調査前の認識と現地状況の大きなギャップにも直面し、また言語や調査スキル等の点でも改めて困難さを感じることは多々あった。今後は今回得られた情報から研究を修正するとともに、得られた情報の分析を進めたい。特に、本調査でも 1 つのテーマになっているようにカーストとジェンダーはインド社会の貧困、抑圧を考える上で欠かすことのできない要素であり、研究を進める上での鍵となると考える。

【本制度へのアドバイス・要望】

本制度は海外への調査を希望していても、経済的に余裕のない学生にとって非常に有難い機会であり、今後も少しでも多くの学生が活用していけることを望む。そのためには、本制度自体の告知、学生への周知をより効果的にされることが必要だと考える。

５．子どもの平和構築に向けて

―子どもポルノとサイバー犯罪のフィリピンにおける現状と課題

八幡　茜
人間文化創成科学研究科ジェンダー社会科学専攻博士前期課程２年

【問題の所在】

フィリピンでは、1970 年代から子どもポルノの問題が顕在化し、2005 年以降、被害者の数は大幅に増加している[1]。The Optical Media Board は 2008 年、「フィリピンにおける子どもポルノはすでに制御がきかなくなってしまっている」と言及している。その時点で、海賊版 DVD などの 25～30%はポルノグラフィであり、うち 40%が子どもポルノを含むとした[2]。商品の流通はセックス産業に取り込まれている子どもたちの存在を意味する。背景には低所得者層の貧困の問題もあり[3]、ルーツは多岐にわたり根深い。その一方で、この問題の深刻性は未だに広く知られておらず、また非常に密室性の高い領域でもあり、実状の調査および、子どもに対する救済が十分に出来ていないのが現状である。

加えて、近年、グローバリゼーションと IT 技術発展により、ウェブカメラの前で性的な容姿をさらす「サイバーセックス」が問題となっている。サイバーセックス産業は、インターネット上で成功した最初の電子商取引であるといわれている。子どもを狙う「捕食者」たちが、容易かつ匿名のまま子どもに接触することができるインターネットの危険性は、国民国家の枠組みを超えて広がっている[4]。

UNICEF フィリピンによると、これまでに 20 万以上のフィリピン女性、男性、および子どもが被害にあったとされている。成人の「行為者」によるセックスワークの議論もあるが[5]、本調査は子どものサイバーセックス問題を対象とする。

---

[1] 日本ユニセフ協会、「ユニセフ・フィリピン現地活動報告」、[http://www.unicef.or.jp/special/0705/cyberporn03_02.html](最終閲覧日：2012 年 03 月 01 日)。

[2] GMANews. “Child pornography: Evil that preys silently on poor Filipino children”. Nov, 18. 2008.

[3] セブ島で逮捕された夫婦は、4 歳から 15 歳までの夫婦の子ども 5 人と姪 1 人をサイバーセックスさせ、一回の閲覧で 25 ドルを得ていた。実の両親が、金銭目的で子どもを従事させるケースである（GMANews. Jul, 12. 2011）。

[4] ドナ・ライス・ヒューズ、2002、「インターネットの危険性：サイバー・セックス中毒と児童ポルノ」、『世界平和研究』No.153、世界平和教授アカデミーを参照。

[5] セットアップと呼ばれる「セックスワーカー」側の詐欺の犯罪も存在する。真相が曖昧な

インターネットの整備やネットカフェの普及により、アクセスの機会はフィリピンの中間層の子どもたちにも及び、被害の拡大と階層性の問題（貧困層は親類からの強制、中間層は無自覚の参与の事例）が存在する。いずれの場合も、欧米中心主義的な国際為替間の経済格差と、ジェンダー関係上の強者（便宜上「男性」とする。ペドファイル[6]）と弱者（子ども）との不平等な構造を負っている。平和構築という概念において、次世代を担う子どもの健康と安全の確保は、言うまでもなく必須であり特にも急がれる事項である。

【調査目的】

フィリピンにおける子どもポルノやサイバーセックスの現状と対策、特に法整備について把握を試みた。加えて、諸団体の活動がどのように機能しているか、現地に出向かなければ収集できない現行を明らかにしたい。決して「遠い国の問題」ではなく、すぐそばでアクセスできるインターネット上で、南北の経済格差や子どもと大人という権力構造の格差が利用されている事実の、日本における認知と周知を目的とする。

また、フィリピンをはじめ、東南アジアを訪れるペドファイルの多くは欧米やオーストラリアの男性であると言われているが[7]、日本人の関わりも可能性としては否定できない。70 年代の日本の高度経済成長期を経て、80 年代以降、フィリピンへのセックスツーリズムが行われた。国際的に日本は非難されブームは沈静化されたものの、現在においてもインターネットの普及と相まって、ウェブ上でも性産業が浸透し、ますますプライベート化している。本調査において、フィリピンの子どもの買春やサイバーセックスの、日本人加害者との関わりを把握することも調査目的とした。

【調査期間】

2012 年 2 月 21 日－3 月 3 日（移動日を除く 12 日間）

【調査方法】

フィリピンのマニラ首都圏において、NGO やインフォーマントへのインタビューを行い、大学からの資料収集及び、現地研究者との情報共有を行った。

【調査結果】

インタビュー調査の結果を以下、団体ごとに記述する。

１．Angel Net Team[8]

事例も多く、成人の売買春については今後の研究に譲り、ペドファイルと未成年（18 歳未満）の明確な権力関係による構造を追う。

6 児童性愛者。

7 筆者がフィールドワーク中の 2011 年 8 月時の、インフォーマントからの聞き取りによる。

8 [http://cidgangelnet.ph/main/?page_id=2]（最終閲覧日：2012 年 3 月 20 日）。

エンジェル・ネット・チームは、フィリピン国家警察（PNP）内に編成される、インターネット上の子どもへの脅威から守る特別任務部隊である。2011 年に発足した。

フィリピンのサイバー犯罪の現状は、とにかくスピードがはやいのだという。今は、フィリピンにおいても、子どもがインターネットへ簡単にアクセスできる時代であり、ポルノサイトやデートチャット等の脅威がある。一方で、法整備や救済が追いついていないと認識しているという。実際の 2009 年の事例では、インターネット上でモデルプロダクションであるとして子どもへ近づき、11 歳の子どものビキニ姿等の写真を撮る詐欺及び児童ポルノグラフィの犯罪があった。また、現在普及著しいソーシャル・ネット・サービスの「フェイスブック」における、子どもが巻き込まれる犯罪件数が増えているのだという。本来、フェイスブックの登録は 18 歳以上と規定されているが、子ども自身が年齢を偽って登録したり、親も容認していることも多く、子どものソーシャル・ネット・サービス利用者数はかなりの数であるとされる。メディア・リテラシーの未熟な子どもがフェイスブックを利用することは危険性を伴う。2011 年のケースでは、フェイスブック上で、両親が子どものアカウントページに子どもの人権を侵害する写真を載せたり、中傷するコメントを投稿する「ウェブ上での幼児虐待」が報告された。

なお、日本人による子どもポルノやデートサイト等からの犯罪は把握されていないという。実際には存在するかもしれないが、プライベートの領域であることから、情報提供や通報が決め手となる。また、日本人の場合は言語の問題もあり、英語で意思疎通できないと、インターネット上でのコンタクトというのは難しいのかもしれない。

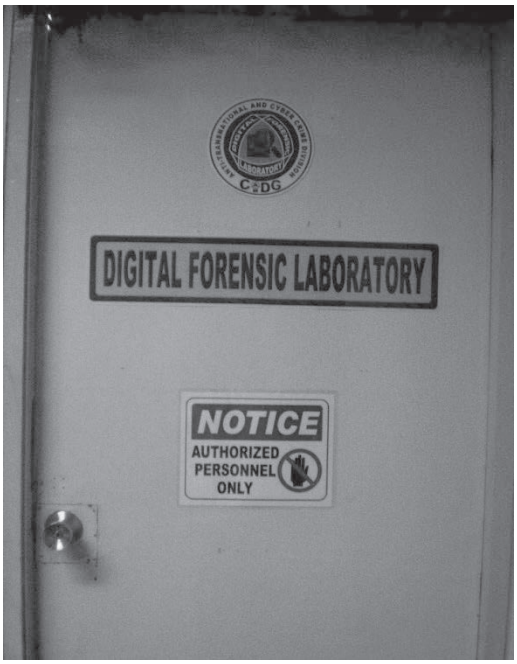

表：**サイバー犯罪件数**（直接オフィスへ駆け込まれたケース）

媒体	犯罪詳細	2010年1月1日−12月31日	計	2011年1月1日−12月31日	計
フェイスブック			26		63
	詐欺	10		13	
	名誉棄損	4		9	
	ハラスメント			10	
	ハッキング			4	
	個人情報窃盗・アカウント偽装	10		17	
	児童虐待			3	
	脅迫	2		2	
	ポルノグラフィ			5	
ツイッター	名誉棄損		0	2	2
マルティプライ（ショッピングサイト）	詐欺		0	1	1
イーベイ（ショッピングサイト）	詐欺	9	9	9	9
電子メール			14		11
	脅迫	4		2	
	ハラスメント	2		2	
	ハッキング	4		4	
	強奪	4		1	
	詐欺			1	
	個人情報窃盗・アカウント偽装			1	
携帯電話			5		20
	脅迫	4		16	
	ハラスメント	1		1	
	詐欺			2	
	強奪			1	
クレジットカード詐欺	個人情報窃盗	6	6	6	6
その他ウェブサイト			12		13
	詐欺	1		7	
	ハッキング	3		4	
	名誉棄損	3		1	
	ポルノグラフィ	3		1	
	個人情報窃盗	2			
合計			72		125

注：子どもに関わらず、全ての年齢層・ジェンダーを包括している。

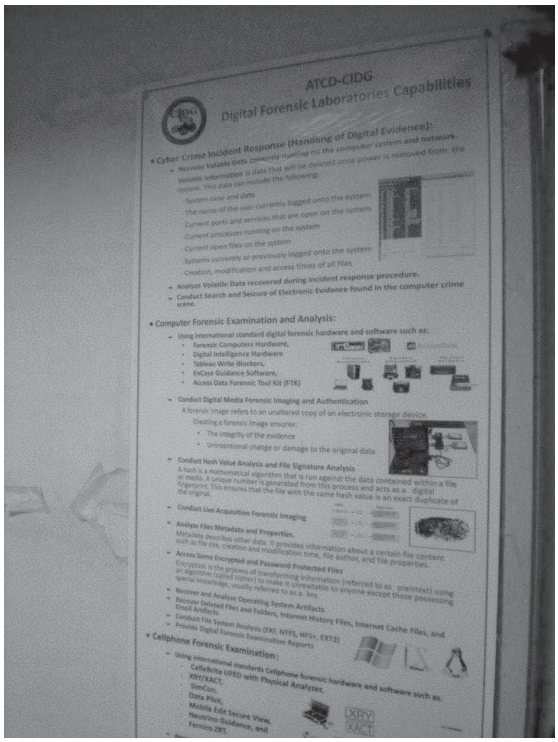

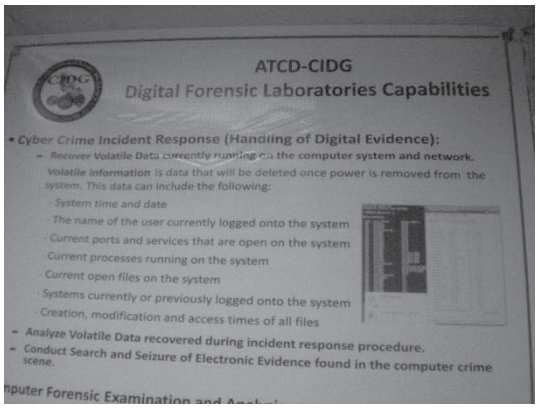

被害者は最寄りの派出所へ行って、エンジェル・ネットにアクセスできる。ホットラインの周知と、救済スピードの向上が今後の課題である。

「富裕層から貧困層まで、ソーシャル・ネット・サービスを通じてアクセスできる時代。ホームセキュリティーガードが現実世界にいたとしても、オンラインでは誰も守ってくれない」とエンジェル・ネットの所長は語った。エンジェル・ネットでは、子どもへの教育プログラムのみならず、両親や学校の教師に対してもセミナーを行っている。しかしながら、発足が間もないこともあり、予算やメンバー（オフィサーは 3 名のみ）、現状にチームの取り組みが追いついていないことが問題となっている。

２．マニラ新聞　マニラオフィス

フィリピンにおいて、株式会社びすく社が発行する日刊邦字紙が『マニラ新聞』である。社屋を訪れ、日本人が加害者の児童買春について報じられた 2011 年現在までの記事を収集した。日本人が関わる「サイバーセックス」のケースについては、事例を把握することができなかった。

2011 年 2 月報道の「邦人児童買春」事件では、日本の警視庁が、フィリピン人少女（当時 15 歳）にわいせつな行為をしたとして日本人男性を「児童買春・ポルノ禁止法違反」容疑で逮捕した[9]。容疑者の知人男性から情報提供を受けた警視庁が、2010 年 10 月に捜査員を派比し、国家警察（PNP）と合同で被害少女から事情聴取するなど捜査を

[9] 2011 年 2 月 25 日『マニラ新聞』より。

進めていたという。日本人によるフィリピンでの犯罪は、日本の警視庁も現地で捜査網を広めている。捜査・逮捕権は PNP にあるため、このケースでは身柄を国内へ移した後に日本の法律で罰している。

また、 アメリカの『人身売買報告書』において、 フィリピンは 2011 年現在、2008 年以来 3 年ぶりに「第 2 類」に格上げされた[10]。人身売買に関する年次報告書は 2001 年 から毎年 6 月頃に発表されている。各国・地域の人身売買対策や被害報告などを基に、①最低限の国際基準を満たしている（第 1 類）、②国際基準の履行に向け努力している（第 2 類）、③国際基準の履行に向け努力中だが、被害者数は減少しておらず対策の成果も上がっていない（第 2 類監視対象）、④国際基準を満たしておらず改善努力もしていない（第 3 類）、の 4 段階で評価している。「第 3 類」になると、援助停止など制裁対象となる。

アメリカ国務省は 2011 年版「人身売買に関する年次報告書」を発表し、人身売買事件での有罪判決増加やアキノ現政権の取り組みが評価された。報告書においてフィリピンが評価された点は、①包括的人身売買禁止法（2003 年施行）違反罪の有罪判決が 2010 年の 9 件から 25 件へ急増したこと、②人身売買案件の不正に関与する政府職員の摘発強化、③人身売買案件を専門に扱う検察官選任などの司法省の取り組み、④セミナー開催などを通した関係政府機関職員の能力・意識向上、などである。

一方で、フィリピンの問題点を「性的搾取や強制労働を目的とする人身売買の供給元、中継点、目的地になっている」と挙げている。具体的には、「日本や韓国、香港、シンガポール、マレーシア、中東諸国などの性産業や工場で強制労働に従事させられる労働者の送り出し元になっている」、「政府・自治体関係者と共謀する悪質リクルーターが地方から都市へ女性らを連れて行き、借金をかたに強制労働させている」などと指摘する。フィリピンは、2004-05 年と 2009-10 年の計 4 年間、「第 3 類監視対象」に指定された。これ以外の 7 年間は「第 2 類」である。

一方、日本は 2004 年、フィリピン人芸能人受け入れが人身売買に当たると批判され、「第 2 類監視対象」に格下げされた。翌 2005 年は芸能人入国制限などの対策が評価され、「第 2 類」へ戻った。しかしながら、外国人研修制度を悪用した事実上の強制労働や外国生まれの日本国籍保有者[11]の人身売買案件増加などを理由に、2005 年以来、7 年連続の「第 2 類」に据え置かれている。

３．EPCAT フィリピン

ECPAT: End Child Prostitution, Child Pornography and the Trafficking of Children for Sexual Purposes「ストップ子ども買春の会」フィリピン支部は、子どもの人身売買の

---

[10] 2011 年 6 月 29 日『マニラ新聞』より。

[11] 「外国生まれの日本国籍保有者」には日本人と比人の間に生まれた新日系人も含まれている。

ない社会を追求するNGO団体であり、子どものシェルターも併設されている。スタッフはボランティアを含め7名。子どもは現在30人おり、キャパシティぎりぎりであるという。

フィリピンの法律、Republic Act（RA）No.7610、およびNo. 9775において、18歳未満は「子ども」と規定されている。また18歳以上であっても、虐待やネグレクト、差別などから肉体的・精神的に自分自身を守れない主体は「子ども」の規定が当てはまるという含みももたせている。

サイバーセックスに関して、両親が子どもにウェブカメラの前でポルノグラフィにあたる行為を強制していたセブ島の事例は、現金収入を得るという貧困問題にも関わる深刻な現状を示している。2009年に発行された「児童ポルノ禁止法」、R.A.No.9775は、サイバーセックスについてもカバーされている。加害者には最大500万ペソ（おおよそ1000万円）の罰金、あるいは終身刑が科せられる。また、違法情報を提供したインターネット・サービス・プロバイダーなどの責任も問うとともに、子どもの権利が守られるために、政府や法執行機関、NGOの代表が参加する諮問委員会が設置された。

しかしながら、インターネットの普及はポルノグラフィへのアクセスが容易になり、子どもが巻き込まれる犯罪の増加のスピードに、政府もECPATの取り組みも追い付いていないという。政府との連携や情報共有がまだ密にないことは原因のひとつである。

たとえば、諮問委員会との合同会議が 2010 年以降途絶えてしまい、今日には開催されていないのである。また、児童買春部門の予算配分が少ないことで、うまく機能していないのだという。加えて ECPAT スタッフの IT 技術的な問題もあり、サイバー上の脅威への対抗や救済において学ばなければいけないことが多い。サイバーセックスをはじめ、子どもが巻き込まれる犯罪は多様化・プライベート化しているなかで、「マインドセットを脱していかなければいけない。視点を変えて対策をこうじていかなければならないとき。現在進行形の問題に、政府の対応は待っていられない」のである。

具体的な取り組みとしては、子どもへのインターネット利用に関するエチケットやリテラシーなどのレクチャーをはじめ（1 年に数回開催される）、ECPAT は現在インターネットカフェのオーナーにポルノグラフィにアクセスできないような設定をするよう要望し、犯罪看過の注意喚起を働きかけている。

サイバーセックス被害等のホットラインは設けられているものの、プライベート領域の監視は課題も多い。サーバー管理会社やプロバイダーへの喚起も重要な活動のひとつである。

４．UNICEF フィリピン

「2009 年児童ポルノ禁止改正法（The Anti-Child Pornography Act of 2009）」という素晴らしい法律が施行されたが、まだ認知されておらず、実行性が薄いという問題があることがインタビューを通じて明らかとなった。R.A.9775 をどのようにハンドリングしていくか、ソーシャルワーカーにも、検挙、起訴するために法律を活用するよう認知させていかなくてはならない。R.A.9775 のインパクトを実証分析することは、まだできないようである。

UNICEF フィリピンもまた、両親を含め、セミナーやアニメフィルム、ハンドブックによる教育を行っている。タガログ語や英語のみならず、フィリピンに複数あるローカルの言語で作成された教材を活用する。

テレコミュニケーション会社へのアプローチも重要であり、アクセス管理やファイリ

ングを指導していくのが今後の課題であるという。現在は、全てのモニタリングができず、また法的な拘束力もないため、「クライアントのプライバシーを尊重する」とするプロバイダーに開示を強いられない問題がある。

【考察】

子どもの平和構築に向けて、本調査は、①フィリピンにおける子どもポルノやサイバーセックスの現状と対策の把握、②フィリピンの法整備と実行性についての調査、③日本人との関わりの分析を目的とした。

日本以上に整っているともいえるフィリピンの「児童ポルノ禁止法」であるが、現実の犯罪を「犯罪」として検挙できていないことがNGO団体やインフォーマントへの調査によって明らかとなった。日本において、経済的「発展途上国」と認識されているフィリピンであるが、低料金で気軽に利用可能なインターネットカフェの展開により、ユーザーの階層性、デジタルディバイドを飛び越え、かつ、子どものインターネットへのアクセスが普及した。実際に児童ポルノ犯罪を蔓延させるデートサイトやウェブ上の性産業者への取り締まりのみならず、インターネットカフェオーナー、プロバイダーや関連会社への法的措置を可能にする整備が急務である。

日本人の関わりとしては、現在は、サイバー上の犯罪よりも現地での児童買春が問題として大きいものであることがわかった。テクノロジーも言語の問題も含め、今後ますます隔たりが薄れていくなかで、一方で明確に表れる経済格差や権力構造に注視し、世界規模で「子ども」の安全を確保していかなくてはならない。

【今後の展望】

今後の研究は、リサーチクエスチョンの焦点を絞り、中間組織であるNGOの影響力や資源配分との関わり、法律のインパクトについて分析を深める所存である。また、フィリピンと日本、あるいは他のアジア地域（例えばECPATインターナショナル本部があるタイなど）と比較しながら調査を続ける。

レポートによる周知と提言のみならず、アクティビティへの参加を通して、実際の支援を行っていく。子ども、女性、マイノリティが、安全に暮らせるための活動が点在するなかで、個々が連帯する強みを見出したい。

グローバル社会における平和構築のための大学間ネットワークの創成
―女性の役割を見据えた知の国際連携―
平成 23（2011）年度　事業実施報告書

平和構築における国際調査報告書

2012 年 3 月
お茶の水女子大学グローバル協力センター発行
（編集：桑名　恵）

〒112－8610　東京都文京区大塚２－１－１
TEL/FAX 03-5978-5546
E-mail: info-cwed@cc.ocha.ac.jp

印刷：株式会社インフォテック